

行財政・農林水産・経済関係
(第1分科会)

洋上風力発電の電源立地地域対策交付金対象電源への追加拡充について

昨今のエネルギー情勢の大きな変化や気候変動問題への対応により、再生可能エネルギーの導入促進は喫緊の課題となっている。国は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しており、2025 年には、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す方針を示すとともに、第 7 次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すと明記している。また、国は洋上風力発電を再生可能エネルギー主力電源化のための切り札と位置付けており、国策として洋上風力発電の導入拡大が推し進められている。

自治体においては、ゼロカーボンシティ宣言を表明するなど、国の方針に基づき、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする取組を進めており、その達成に向けて再生可能エネルギーの導入は必要不可欠となっている。2023 年度には青森県沖日本海南側が洋上風力発電を優先的に整備する「促進区域」に指定され、2024 年度には発電事業者が公募により選定されたところであり、本区域における洋上風力発電の整備は、国が掲げる目標に大きく貢献することとなる。

再生可能エネルギーは地域固有の資源であり、開発には慣れ親しんだふるさとの景観との調和や豊かな自然環境への影響が懸念されるため、地域との合意形成が最重要であるが、導入による地域へのメリットが住民目線では見えづらく、本来最も恩恵を享受すべき地域住民の実生活においては恩恵が乏しいとの見通しもある。

従来から電源立地地域には、発電所利益の地域還元、地元住民の理解・協力の醸成による発電所建設・運転の円滑化、国民生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給を目的として、電源三法による電源立地地域対策交付金が交付されている。

この交付金制度の財源効果により、電源立地地域では、公共用施設整備など住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業が進められ、地域住民の福祉の向上・増進が図られているが、主要な 6 種の発電方法に位置づけられている電源において、本交付金の対象となる電源は、「原子力」、「地熱」、「水力」、「火力」のみであり、「風力」「太陽光」は交付対象外となっている。

よって、国は、電源立地対策の制度趣旨に照らし、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた主力重要電源である洋上風力発電を電源立地地域対策交付金の対象電源に追加するとともに、交付金制度の創設にあたっては、発電施設の運転開始後も継続して地域振興の裨益に結びつくよう長期的かつ充実した支援制度となるよう要望する。

地方財政基盤の充実強化について

地方自治体においては、急激な少子高齢化に対応した子育て支援や医療・介護・福祉・教育の充実、行政のデジタル化、脱炭素化の推進、観光・農林水産業の振興などの地域活性化対策のほか、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策など、従来にも増して果たすべき役割が増大しているとともに、令和6年人事院勧告等に準じた給与改定等を実施するための人件費の大幅増などにより、予算額は増加の一途をたどっている。

また、今国会で所得税法等の一部が改正され、令和7年から所得税にかかる控除額の見直しが行われ、今後更に控除額が引き上げられるものと認識しているが、納税者への減税効果が発揮される一方、地方自治体の基幹税である個人住民税に多大な影響を及ぼすものであり、税収減に対する国の財源措置は必要不可欠である。

このような中、地方自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ急激な人口減少社会を踏まえた新たな行政課題にも的確に対応するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国は、地方公共団体の安定的財政運営のため、地方交付税の総額確保をはじめとする地方財政措置の充実を図るよう要望する。

記

1. 地方交付税については、法定率の見直しを行い、地方自治体の安定的財政運営に必要な総額を確保するとともに、地域間の格差が拡大することのないよう財源調整機能と財源保障機能を堅持すること。
2. 国庫補助負担事業の廃止等にあたっては、地方への負担転嫁とならないよう十分な財源確保措置を講じること。
3. 地方債の総額を確保するとともに、起債充当率の引き上げ、貸付利率の引下げ等地方債発行条件の改善を図ること。
4. 地方分権改革の推進にあたっては、権限移譲とあわせて財源移譲も確実に実施すること。
5. 原材料価格の上昇や為替レート変動の影響により、食料品・エネルギーを中心とした価格高騰が長期化しており、住民や事業者に深刻な影響を与えていることから、生活や地域経済を守るための十分な財政措置を講じること。

東日本大震災からの復興及び

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

東日本大震災から14年が経過し、国や県等の支援により被災した自治体が懸命の取組を続ける中、いまだに復旧・復興に係る多くの課題等が残っており、特に、災害援護資金貸付金償還については、県を通じて国に返還することになるが、東日本大震災の特例により令和7年度から順次、償還期限が到来し、被災者から償還されていない貸付相当額については、市が立て替えて国県へ償還することとなっている。

国県への償還期限が迫る中で、震災から相当の期間が経過した現在においても、多重債務や高齢化によって生活困窮から抜け出せない方が相当数おり、昨今の物価高騰の影響も相まって、当初の約定どおりの償還が困難になる事例が増えている。

各市では、借受人個々の事情に応じ適正な債権管理に鋭意務めてきたところであるが、国県に対する償還期間の延長がなされない場合、借受人からの多額の未償還分を立て替えて一括して国県へ支払わなければならない、各市の財政運営に著しい支障が生じるおそれがある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染は広範囲に及び、農山村に暮らす人々の生活は大きな影響を受け、一部の山菜を除き、山菜・野生きのこ類の出荷制限解除の目途は立たず、また、産地直売関係者も主力となる商品が販売できない状況が続いている。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 災害援護資金貸付金の償還について

- (1) 償還期限を迎えても、なお未回収となる「災害援護資金」の償還について、国県に対する償還期間が延長されるよう所要の法令等改正を行うこと。
- (2) 市が借受人から償還を受けた金額を国県に償還する制度に改め、借受人の未償還分が市の負担とならないよう所要の法令等改正を行うこと。
- (3) 回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和するとともに、免除要件について、具体的な運用基準を明示すること。

2. 東日本大震災に係る復旧関係予算を活用した事業者に対する財産処分制限に関する緩和について

東日本大震災からの事業の再建にあたっては、「グループ補助金」や「中小企業被災資産復旧事業費補助金」等を活用したところであり、震災から14年が経過し、身体的、年齢的理由や後継者不足、新型コロナウイルス感染症の影響、そして昨今の物価高騰等の影響による経済状況の変化等に伴う「事業継承」、「新分野展開」や「事業転換」等に取り組む事業者にとっては、事業譲渡や店舗の改修、設備の入替等による「補助金返還」が大きな課題となっていることから、財産処分制限に関する負担の軽減、免除等の措置を講じること。

3. 被災児童生徒の学習支援及び心のケアについて

東日本大震災からの時間の経過とともに、震災による直接的な影響だけでなく、家庭状況の変化等二次的・複合的要因から学校生活に不応を起している児童生徒もあり、被災児童生徒に対しては、長期的かつきめ細かな学習支援と心のケアが必要であることから、多様化・複雑化する被災児童生徒に対する学習支援等のため、復興加配教員、指導主事、栄養教諭等の教職員加配措置を継続すること。また、スクールカウンセラーを継続配置すること。

4. 被災文化財修復に係る財政支援について

東日本大震災により被災し、救出された博物館関係資料については、文化庁の被災ミュージアム復興

事業によって文化財資料の再生に取り組んでいるところである。全国の専門機関及び岩手県立博物館などの協力を得て進めているものの、現時点で処理技術等が未確立なものもあり、令和7年度末までに修復が終わらない文化財資料が見込まれることから、震災からの復興を被災文化財資料の再生を通じて実現させるため、新規補助制度による財政支援を講じること。

5. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

- (1) 農林業系汚染廃棄物の早期処理について、農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、適切な処理及び最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。
- (2) 原木しいたけの生産において、地元産原木が利用できない状況にあることから、原木の調達に係る経費の掛り増しについて、新規参入者と規模拡大意向者への賠償範囲の拡大、立木等にかかる財物賠償実現に向けて東京電力ホールディングス株式会社へ強く指導すること。

また、市町村からの賠償請求に対し、迅速に支払いに応じるよう同社へ強く指導すること。

地方公共団体情報システム標準化に係る財政支援について

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和 7 年度までに、地方公共団体情報システムを、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行できる環境を整備することを目標としており、多くの自治体が令和 7 年度末までに移行が完了するよう事業を進めている。

ガバメントクラウドへ移行することにより、これまでよりセキュリティの向上や仕様変更への対応が迅速になることは地方公共団体にとってメリットとなり、さらに標準化移行後の地方公共団体情報システム運用経費等について、基本方針では少なくとも 3 割の削減を目指すとされている。

しかしながら、各自治体が標準化に向けた移行作業を進めている中で、システム改修や既存システムの契約変更に伴う経費等も含め、多額の経費負担が生じてしまう状況となっている。

各自治体の経費については、総務省による令和 5 年 8 月時点での移行経費調査に基づく補助金額の内示を受けているものの、仕様の詳細が示されていない時点の額であり、その後、仕様が示された後の令和 6 年 8 月に再調査が行われたが、未だに補助金の追加額が示されていない状況である。

また、移行前のシステム構築開始時からガバメントクラウド利用料の支払いが生じることや、ガバメントクラウド利用に係る諸経費などの料金体系や価格の妥当性等が明確にされていない。

自治体によっては、当初示されている補助上限額の大幅な超過が見込まれ、さらには標準化移行後の単年度の運用経費も増大し、これまでを大きく超える試算額となった自治体もある等、財政的懸念となっている。

よって、国は、補助上限額の見直しや交付対象の拡大等、移行経費について全額補助金対象とするとともに、ガバメントクラウド利用料を含む運用経費についても適切な財政支援措置を確実に講じるよう要望する。

地域経済対策及び地方行財政の充実強化について

今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

よって、国は、地域経済対策及び地方行財政の充実強化のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 地域経済対策について

- (1) 国は、セーフティネット貸付制度の拡充、経営相談や資金繰り支援などの各種支援策により、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化と経営環境の整備を支援しているが、事業者の経営に対する影響は広範囲かつ甚大である。物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済の回復には多くの時間を要することから、業種を問わず、経済状況が好転するまで継続的に経済対策及び事業者への支援を行うこと。

また、新分野展開や業態転換等並びにD X・G X等に取り組む事業者への充実した支援を継続すること。

- (2) 金融機関に対し、資金繰りに苦慮している事業者に対する速やかな資金提供または経営改善支援を継続するとともに、融資の返済猶予・返済負担の軽減について柔軟な対応を講じるよう働きかけること。

また、自治体が独自に実施する事業者支援策に要する経費に係る財政支援を継続すること。

- (3) 観光・運輸業、飲食業等を対象とした観光需要喚起策において、自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的な支援を行うこと。

- (4) オンラインやデジタル技術を活用したM I C Eの進展が見込まれることから、新たな環境に適応する施設環境整備にかかる支援等を行うこと。

- (5) 地域経済の活性化を目指す中小企業や新事業展開を検討している企業、成長意欲の高い事業主、スマート農林水産業を推進する従事者等に対する支援制度を構築すること。

- (6) 意欲のある若者や女性のキャリアアップ支援の強化をはじめ、社会人のリカレント教育、リスキリングの充実等により「副業・兼業・起業」を促進すること。

- (7) 若者や女性の起業を促進するため、地域の商工会議所や金融機関などと連携した相談体制等の構築やコワーキングスペース等を備えたオフィス等の整備、コミュニティ形成のキーパーソンとなる人材の登用など、スタートアップに関する支援制度を充実すること。

- (8) 介護サービス事業者は、物価高騰の影響により経済的な負担が増大し、大変厳しい経営環境に置かれており、国においては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金や追加策等として予備費を活用した支援が行われ、物価高騰の影響を受けた事業者を支援するため重点支援地方交付金が追加されたが、介護サービス事業者においては光熱水費等のコスト削減等に取り組む一方、利用者への転嫁による対応には限界があることから、介護保険サービス事業者の安定的・継続的な運営の確保のため、引き続き、物価高騰に伴う影響等への支援に必要な財政措置を講じること。

- (9) 物価高の影響による農業資材の価格高騰については、生産者は価格上昇分を販売価格に転嫁することも困難で営業継続の危機にある中、国は、農業資材の価格高騰に対する影響緩和の枠組み

を創設したものの、物価高騰の収束が見通せない状況であるため、今後も支援を継続すること。

また、現在の配合飼料価格安定制度では、輸入原料価格が高止まりする場合においては、畜産経営にセーフティネットとして十分に機能しないため、生産現場の実態を踏まえ、長期にわたる配合飼料価格の高止まりの場合でも生産者が補填金を得られるような仕組みとするとともに、粗飼料の安定供給体制確保のためには、国産の粗飼料利用を促進する必要があることから、国産粗飼料の利用拡大等に取り組む生産者に対する支援を更に充実させること。

また、農畜産物の生産者が生産資材価格の上昇分を反映した適正な販売価格を形成できるよう、国が積極的な広報を展開することにより、国民の理解が得られる環境を整備するとともに、カレント・アクセスによる輸入品目や輸入量は、国産の在庫状況を勘案した上で決定し、特に減産を強いられている牛乳・乳製品等にあつては、国内需要を喚起し、輸出を強化するなどの広報活動や新たな需要創出の対策を講じること。

- (10) 物価高騰等によりひとり親世帯や減収により生活が困窮するなど厳しい状況にある人に対して、その現状に応じた社会保障制度の拡充など、生活支援策を講じること。
- (11) 地方においては、低迷した地域経済を回復させるために、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。
- (12) 物価高騰等に対して地方が機動的に施策を展開できるよう、地方創生臨時交付金を継続するなど自治体が必要とする財源を十分に確保すること。
- (13) 経済対策給付金等、国から自治体に求められる事務が増えているが、国から措置される経費が実態と見合っていないため、地方自治体が負担せざるを得ないことから、国が行う事業の経費については、全額国費負担による財政措置を講じること。

2. デジタル社会における地方創生の推進について

- (1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）については、自治体の判断で自由に活用できる財源となるような柔軟な制度にすること。

また、当該交付金において自治体のデータ利活用を促進する全国に先立つ取組として高補助率にて支援するデジタル実装型 TYPEV について、複数の自治体が共同で調達・利用することを要件としているが、地方創生に資する地域独自の取組は小規模・局所的に開始される側面もあることから、複数自治体による共同調達・利用については、事業要件とせず加点要素として取り扱うこと。

- (2) 地方への新しいひとの流れを生み出し、ひいては移住・定住を促進するため、本社機能の地方移転やサテライトオフィスの設置、地方における創業の促進等、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた施策を強力に推進すること。

また、地方都市では、地域の持続可能性を高めるため、女性が地元に着定できる過ごしやすいまちづくりや働きやすいまちづくり施策が重要であることから、女性の地方への移住・定住策としてのまちづくり施策の一層の強化及び情報発信の充実を図ること。

- (3) ふるさと納税制度については、ふるさと納税ポータルサイトに係る費用が過大なため自治体のまちづくりに活用される寄附金が大きく減額されることから、ポータルサイトの利用料に一定の限度を設けること。
- (4) デジタルサービスの利用が国民の身近なものとなる一方、インターネットを悪用した詐欺行為等は巧妙化し、被害件数は増加傾向にあり、こうした犯罪は直接的な被害をもたらすだけでなく、デジタル利用に対する不安を助長し、デジタル社会への進展を妨げる大きな障壁となっていることから、デジタル関連の詐欺行為等に対して厳罰化を図るなど犯罪抑止に向けた実効性のある対策を講じること。
- (5) 地方における中小企業のDXが進まない要因として、デジタル人材の不足が挙げられることから、中小企業のデジタル人材確保に資するため、中小企業におけるデジタル人材採用やデジタルファーストの労働環境整備を支援すること。

3. 行政のデジタル化について

- (1) 国の制度改正によるシステムの改修経費については、全額補助による財政支援を講じること。
- (2) 自治体情報システムの標準化システムへの移行について、円滑な後押しや特定移行支援システムへの対応、デジタル基盤改革支援基金の5年延長など、自治体に対する支援が示されたが、依然として更新費用が補助上限額を上回る自治体もあることから、特定移行支援システムと他の標準準拠システムとの過渡期連携に要する費用など追加で発生する費用を含め、全業務の移行が完了するまでに要する全ての経費について、デジタル基盤改革支援補助金の増額を図るなど自治体の負担が生じることのないよう十分な支援を行うこと。

また、特定移行支援システムに対し概ね5年以内に移行できるよう積極的に支援すると示されたが、移行期間については、円滑な移行が図られるよう、自治体の実情に応じて柔軟な設定を可能とするとともに、移行に係るベンダのリソース不足や標準準拠システムと特定移行支援システム間における連携等の影響も大きいことから、自治体への実情を十分に勘案した上で早期かつ的確な情報提供を行い、ベンダに対し情報共有や技術的指導を実施すること。

また、A I・R P A等の全国的な共同運用・共同利用を積極的に進めるとともに、自治体の取組に対し現状に即した人的支援を講じること。

- (3) ガバメントクラウドに接続する場合のシステム構築や移行経費を全額国庫負担により対応するとともに、移行に伴い運用経費についても現状から増額が見込まれることから補助対象とすること。

また、ガバメントクラウドの利用料については、自治体情報システムの運用経費について「3割削減」という目標に沿った適正な額を設定すること。

- (4) 地方公共団体情報システム標準化においては、事業の規模に対して十分な準備期間が確保されておらず、標準仕様書及び標準準拠システムの最適化を阻害する大きな要因となったことから、今後のデジタル化の推進にあたっては、国・自治体・ベンダにおけるリソースを勘案し、事業規模に応じた十分な準備期間を考慮するとともに、システム構築期間中の安易な制度変更は行わないこと。また、適切な財源を措置すること。
- (5) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づく令和6年度共通化の対象候補案に記載された事業を推進するにあたり、国がデジタル化の本質を理解し、エンタープライズアーキテクチャ（E A）の視点を踏まえた構築を行うとともに、自治体に対し過剰な負担を強いることのないよう配慮すること。

また、今後、国が関与するシステム構築においては、単なる業務効率化の視点にとどまらず、A Iの導入を積極的に進めることで入力業務や報告業務における革新的な改善を実現することにより、自治体の負担軽減とデジタル化の推進が両立する仕組みを早期に確立すること。

- (6) 行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進について、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、自治体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

特に、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムについて、新たなシステムの構築には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適債性について柔軟に取り扱うとともに、今後も確実な財政措置を講じること。

また、災害時においてスマートフォンやタブレット等の情報通信機器を所持していない高齢者等にとって貴重な情報源であるテレビについて、近年、甚大な自然災害が相次いでおり、公共ケーブルテレビ及びテレビ共聴施設が被災して長期間にわたり放送が視聴できなくなることがないよう老朽設備の耐災害性を向上するための再整備に対する財政支援を令和8年度以降も継続するとともに、補助率の増嵩を図ること。また、将来にわたり設備を維持管理するために、多額の費用を要することから、小規模修繕や維持管理費を補助対象とする等、制度の拡充を図ること。

- (7) 各種統計調査に係る調査データについては、各種施策を企画立案する際に重要な基礎データとなるため、全ての統計調査において、市町村単位でデータの抽出を自在に行えるようにするとともに、調査項目については、行政、民間問わず時代のニーズに即した項目を適宜追加し調査すること。

(8) 掲示場における書面掲示手続のうち公示送達については、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により 17 本の法律が改正され、当該法律に規定された公示送達手続のデジタル化の推進が図られる見込みであるが、これら以外の法律に規定される公示送達その他の書面掲示を求める手続についても、デジタル技術の効果的な活用が妨げられないよう必要な法改正を行うこと。

(9) 公金収納に係る e L T A X 活用については、令和 8 年 9 月を目途に対応することとされているが、現在進行している総合行政システムの標準化への対応等により、システム会社のリソースが追いつかず、期限までの対応が難しい状況となることが見込まれるため、少なくとも令和 9 年 4 月まで対応期限を延長すること。

また、独自システムを利用している収入科目が複数あり、システム改修には相当の費用負担となることから、国庫補助金や特別地方交付税等の財政措置を講じること。

4. マイナンバー制度について

(1) マイナンバーカード普及に伴い、カード更新等関連業務が継続的に発生することから、交付前設定や電子証明書の初期設定を事前に完了した状態でカードを納品するなど、事務の簡素化を図るとともに、十分な財政支援を継続して実施すること。

(2) 住民異動時のマイナンバーカードの手続きについて、署名用電子証明書が継続して利用できるようにするなど、署名用電子証明書再発行時にかかる事務負担の軽減を図るための見直しを行うとともに、マイナンバーカード・電子証明書の更新、暗証番号再設定等すべての手続きのオンライン対応など抜本的なシステム改修を早期に検討すること。

(3) マイナンバーカードの交付や更新に当たり、住民の利便性向上や負担軽減のため、交付時における 15 歳未満の交付申請者及び当該申請者の法定代理人の本人確認が適切に行われる場合の必要書類の簡略化、更新時の本人限定受取郵便の利用等本人確認方法の緩和、電子証明書更新時に居住地や勤務地等住所地以外の自治体で更新できるよう制度の緩和及びシステムの更新、受取時に住所地以外の自治体で受け取れるよう居所地経由申請制度の緩和、更新時の旧カードについて返納を行う必要がないよう規制の緩和をそれぞれ図ること。

(4) 引越し手続きオンラインサービスにおいても、住民異動届のうち転入届及び転居届においては対面確認が必要とされているが、マイナポータルでデジタル完結できるよう制度を見直すとともに、マイナンバーカードの交付に係る費用を全額国費とするなど自治体の財政負担を軽減するよう万全の措置を講じること。

(5) 電子証明書の有効期限をマイナンバーカードの有効期限と統一すること。

(6) マイナンバーカード交付業務の民間事業者への業務委託については、規制緩和により一部の業務のみ認められたところであるが、交付業務の全体的な民間委託を実現できるよう、引き続き検討を進めること。

(7) マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）については、多くの国民がマイナ保険証を安心して使用できるよう丁寧な説明を継続するなど、広く国民の理解促進を図り、マイナ保険証の普及を図るとともに、保険者に追加的な財政負担が生じることがないように十分な財政措置を講じること。

また、資格確認書や資格情報のお知らせ等に関する事務の円滑な執行に必要な措置を講じるとともに、その交付、通知に関し自治体に追加的な費用負担が生じないように必要な財政支援をすること。

また、マイナ保険証の利用登録への不安払拭に向けた取組みや利用促進に向けた広報等を行うとともに、必要な支援を継続的に行うこと。

なお、マイナ保険証は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としており、システムの円滑な運用に当たり、迅速かつ正確なデータの登録が非常に重要なことから、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期し、特に、医療・介護・福祉事業等のセキュリティ対策に関して十分に配慮すること。

(8) 郵便局において使用する統合端末の「個人番号カード管理メニュー」画面では、4 情報の入力

により申請者以外の住民についても容易に検索できることから、申請者の個人番号を入力し検索するなど、必要な個人情報のみを閲覧できるよう仕組みを変更すること。

また、自治体の情報セキュリティインシデントを回避するため、自治体の総合行政ネットワークを経由せずに、郵便局と J - L I S が専用回線で直接つながるシステムを構築すること。

5. 戸籍氏名の振り仮名対応について、年金受給者や全国健康保険協会の被保険者に戸籍振り仮名の記載・変更があった場合は年金振込や資格に影響が生じるため、必要な届出や手続きを講じるよう、全省庁が連携し責任を持って十分に広報するとともに、他の事案についても、省庁にかかわらず影響のある事業範囲について調査し、影響があるものについては手続きを促すなど国民に広範な周知を図ること。

また、事業実施にあたっては、事務処理の簡素化を図ることにより自治体の事務負担を軽減するとともに、自治体財政に負担が生じないよう十分な財源を措置すること。

6. 地方公務員の給与制度について、東北の大多数の市は、地域手当の支給対象外とされていることもあり、有為な人材の確保等の観点から、民間企業と比較した際、初任給、待遇面において、魅力に欠けることは否めない状況にあるとともに、さらに、物価高騰への対応や結婚・子育て支援の観点からも、引き続き公務員の初任給の引上げを図ること。

また、定年前再任用短時間勤務職員の給料及び期末勤勉手当については、定年が引き上げられた職員に比べて低く設定されていることから、定年前再任用短時間勤務職員がモチベーションを維持しながら培った知識・経験を活かし活躍していくため、当該職員の給与水準について定年延長された職員等と均衡を図ること。

7. 地方交付税については、財政力の差により市町村間で行政サービスに大きな格差が生じることがないように地方自治体の安定的財政運営に必要な総額を確実に確保し、財源調整機能と財源保障機能を堅持すること。また、社会保障の制度改正等により地方負担も増大しているため、必要な財源を的確に把握し、反映させること。

また、普通交付税の算定について、「人口と面積」といった規模だけではなく、人口減少が進んでいる地方の実情に沿った算定方法に改め、地域間格差を是正するような予算の確保・充実を図ること。

8. 税制改革で地方税が減額された際には、補てんする財源を確保すること。

また、住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図るとともに、地方消費税交付金の増収分が、一般財源の増加につながるよう、財政力に応じて算入率を見直すこと。

また、いわゆる「103 万円の壁」に係る基礎控除額等の引上げなど恒久的な見直しが行われる場合の地方財政の影響分については、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、国の責任において代替となる財源を適切に確保すること。

9. 公共施設等適正管理推進事業債について、集約化・複合化事業における要件を見直すとともに、期間を延長し早期にその方針を示すこと。

また、公共施設等の計画的な改修、設備の更新、除却について、自治体が継続して取り組めるよう地方財政措置による十分な支援を講じること。

また、公共施設の L E D 改修などは行政サービスへの影響等に鑑み、複数年にわたり計画的に実施する必要があるため、脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

10. 自治体が独自に実施する運転免許返納後の高齢者等への移動支援及び買い物支援について、十分な財政措置を講じること。

農畜・水産業における政策強化について

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足のほか、世界情勢の変化に伴う農業資材の価格高騰などの課題を抱え厳しい状況が続いている。

農畜産業においては、生産性と効率化を高めるため、農用地の利用集積や生産コストの低減、地域循環型農業への転換などの取り組みを進めているものの、中山間地域などの条件不利地については進んでおらず、中山間地域等直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金の役割がより一層重要なものとなっている。

今後、さらに農業従事者の高齢化が進む中であって、良質な農畜産物を供給し、持続可能な産業に成長させるためには、地域の実情を踏まえた政策強化と、多様な担い手を確保するための安定的かつ継続的な支援が求められている。

また、三陸沿岸の水産業においては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの要因により、漁業資源が減少傾向にある。特に、サケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいる。

ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においては、貝毒発生による出荷規制の長期化や高水温による成長障害・へい死、原発事故を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営の安定化を図るため、資源管理施策及び設備投資への支援の強化が求められている。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 農畜産業の経営所得安定化対策等の充実強化について

- (1) 食料・農業・農村基本法に基づき、農産物の安定供給を図り、農業経営の安定化に繋がる施策を講ずること。
- (2) 農業資材価格の高騰や自然災害による生産施設の被害など、社会環境、自然環境の変化による経営体自らの努力では乗り越えられない不測の事態が生じている。これらに中山間地域の農業者を含め、全経営体が経営意欲を失うことなく、持続的に経営に取り組むことができるよう、各種支援の充実を図ること。
- (3) 生産者が安定的な農業所得を確保できるよう、農産物の適正な価格形成が行われる環境を整備すること。また、消費者に対しても生産者の経費に見合った適正価格の理解促進に向けた取組を進めること。
- (4) 国の責任において、輸入に依存する肥料・穀物をはじめとする原料を国内で安定的に確保・供給する対策を更に強化すること。
- (5) 配合飼料価格の安定化に努めるとともに、飼料自給率の向上に向け、国産飼料の生産及び利用の更なる拡大を図ること。
- (6) 基盤整備の促進と併せ、スマート農業の導入に対する財政支援など、生産性の効率化に繋がる施策を講ずること。

2. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

- (1) 水田活用の直接支払交付金の交付要件については、地域の状況や関係団体に十分配慮し、安心して耕作を継続できる制度の設計とすること。
- (2) 小麦や大豆、飼料作物、飼料用米等への支援について、見直しに当たっては、現行の「水田活用の直接支払交付金」の交付単価と同等の水準とすること。

- (3) 畑地化に伴い農業者が土地改良区に支払う地区除外決済金等に対する支援について、施設の耐用年数経過後に支払うべき賦課金は計算の対象とされないことから、耐用年数経過後、残った組合員の負担を増やす必要が出てくる。この場合、土地改良区において実際は残った組合員に転嫁することができず、土地改良区が負担せざるを得ないことも多いことから、農業者を支える土地改良区が安定した経営ができるよう、土地改良区への新たな支援を行うこと。

3. 農地法制の見直しに伴う農地の確保等について

一部改正された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度に関するガイドライン等について、次のとおり取り計らわれない。

- (1) 農用地区域からの集团的農用地の除外に際して、農地総量確保の観点から、除外した分の代替農地を確保するとされた場合、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定基準を満たす農地がすべて農用地区域に指定済みの市町村においては、ガイドラインの骨子案に示されている影響緩和措置の一つである「新たな農地の農用地区域への編入」は不可能であり、また、「農用地の造成」及び「荒廃農地の解消」は、農業従事者が年々減少し、農用地区域内の農地においても低未利用農地が増加している状況において、非常に困難である。いずれの要件についても対応できず除外した分の代替農地が実際上確保できないこととなることから、そのような市町村については、代替農地の確保を必須要件としないようガイドライン等に明記すること。
- (2) 「確保すべき農用地の面積の目標」の設定基準について、令和7年1月以降に都道府県面積目標の設定基準の考え方を提示する予定とのことであったが未だ示されていない。現状の農用地面積が目標面積をすでに下回っている、若しくは早晩下回ることが予想される都道府県に対しては、地域の実態を考慮し目標面積を減少する見直しを認めること、また、各市町村が行う地域振興に資する開発計画がある場合は開発予定面積を「確保すべき農用地の面積の目標」から除外すること、また、「確保すべき農用地の面積の目標」について、都道府県は市町村と調整したうえで面積目標を設定することをガイドライン等に明記すること。
- (3) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）により農振除外をした場合、当該都道府県における農用地の目標面積が確保できなくなることも想定されることから、未来法に基づく農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くこと。
- (4) 「確保すべき農用地の面積の目標」の運用にあたっては、農用地の確保に努める一方で、地域振興に資する開発などにより、目標年に達する前に面積の目標を下回ることが予想される事態となった場合、骨子案には示されていないものの従前の説明ではおおむね5年ごとに見直すものとしているが、5年ごとの見直し時期にかかわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすることをガイドライン等に明記すること。

4 中山間地域等直接支払交付金について

- (1) 中山間地域等直接支払交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず国土の保全、水質の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農を可能とする集落機能を維持するための取組みの財源として必要不可欠である。今後においても本交付金については中山間地における営農の継続の観点からも非常に大事なものとして考えていることから、中山間地域等直接支払制度の維持に加え、交付基準に基づき交付金を今後も満額支給するための十分な予算確保を図ること。
- (2) 令和7年度から始まる第6期対策において、高齢者の見守り支援、送迎や買い物支援など中山間地の農業を維持する集落を守っていくための活動を交付対象とした「集落機能強化加算」が廃止されることとなり、経過措置として第5期対策で取り組んでいる集落に限り、第6期対策において新設されるネットワーク化加算での実施が認められるとされているが、それ以外の集落については認められないことが示された。当該加算は、中山間地において農業を維持する集落を守るという観点から非常に大事なものであることから、第6期対策において中山間地域等直接支払交付金の対象となるすべての集落を加算の対象とすること。また、第7期以降も当該加算措置を廃止することなく継続すること。

5. 新規就労者等の担い手の確保・育成について

- (1) 多様な担い手を確保するため、新規就農者育成総合対策においては、新規就農支援における年齢要

件の緩和、親元就農など経営継承に対する支援等の支援を拡充すること。

- (2) 産業動物獣医師のなり手が不足していることから、同獣医師の確保及び人材育成を積極的に行うこと。

6. 水産資源の適切な管理と水産業の持続的発展について

- (1) 水産資源の適切な管理の実現に向け、水産資源状況の的確な把握に努め、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進するとともに、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること。
- (2) サケやサンマ、サバのような北太平洋を広く回遊する魚種の資源管理については、これまで以上に国家間の連携強化と広域的な取組の促進を図ること。
- (3) 太平洋クロマグロの漁獲可能量（TAC）については、令和7管理年度から大型魚が1.5倍に増枠となるなど、一定の成果があるものの、今後の都道府県ごとの配分枠の設定に当たっては、適切かつ実効性ある漁獲配分となるよう、十分な調整を図るとともに、安定的な漁業経営に資する補償制度などを拡充すること。
- (4) 一部の国・地域による日本産水産物等の輸入規制に関し、輸出再開に向けた取組強化と関係する漁業者等の救済を図ること。
- (5) 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗放流に関する支援を始め、回帰向上に向けた試験研究の取組などの強化を図ること。
- (6) ホタテガイ、カキ、ホヤなどの貝毒や異常高水温に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者の経営支援策について充実・強化を図ること。
- (7) 水産加工業の経営安定化に資するため、魚種転換に係る加工設備などの整備支援や加工原魚調達に係る支援など施策の充実を図ること。

新規就農者育成総合対策に係る予算の確保について

人口減少や高齢化により農業人口の減少が加速しており、担い手の確保、特に新規就農者の確保・育成が喫緊の課題となっている。

国では、新規就農者育成総合対策として、就農準備資金や経営開始資金、経営発展支援事業などを実施しており、中でも機械や施設の導入等を支援する「経営発展支援事業」は、新規就農者の自立にとって重要な支援となっている。

しかしながら、当該事業の採択率は、県によっては令和4年度及び5年度の100%に対し、令和6年度は2次募集の時点で約40%という状況であった。年度後半の3次募集で追加採択もあったが、新規就農者は経営基盤が強固ではなく、当該事業が早期に採択されるか否かは、今後の営農計画、ひいては営農継続に非常に大きな影響を及ぼすこととなる。

地域によっては、当該事業の採択が漏れた場合に活用できる県の支援制度があるほか、経営発展支援事業の非採択を危惧し、令和7年度より新たに支援制度を設けることを予定している市もあるが、本来、これらは国が十分な予算を確保して対応すべきものである。

よって、国は、将来の農業を担う新規就農者を確保・育成し、地域農業を守っていくため、経営発展支援事業を始めとした新規就農者育成総合対策に当初から十分な予算を確保するよう要望する。

持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について

水田農業においては、主食用米の需給と価格の安定を図り、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や、主食用品種を含めた飼料用米などの生産を、これまでどおり推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国においては、令和 9 年度から水田政策を根本的に見直す検討を本格的に開始するとしている。

国が示した見直しの方向性では、水田活用の直接支払交付金について、水田・畑に関わらず、作物ごとの生産性向上に取り組む農業者の支援へ見直すことや、交付要件の 5 年に一度の水張り要件は求めないとしたうえで、令和 7 年・8 年の対応として、連作障害を回避する取り組みを条件に水張りをしなくても交付対象とするとされている。

本交付金は、地域農業の骨格を支えてきたことから、見直しの検討に向けて生産現場の実情を踏まえ、地域農業の将来が展望できる施策の構築が求められている。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

よって、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、国は、多年生牧草の戦略作物助成について、播種を行わず収穫のみを行う年の単価を 35,000 円/10 a から 10,000 円/10 a に減額したが、見直しされた交付要件による交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する支援措置を速やかに講じること。
2. 畑地化促進事業等を拡充するなど、交付対象水田から除外する取組である畑地化への移行を促すこととしているが、このような支援は一時的なものであり、支援終了後における農業経営の継続が大きな課題となることから、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、農家所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める継続的な支援措置を速やかに講じること。
3. 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、主食用米の需給調整の仕組みについては、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行之、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。併せて、少子高齢化に伴う主食用米需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。
4. 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推

進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、コメ新市場開拓等促進事業や畑作物産地形成促進事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。また、飼料自給率の向上など、喫緊の課題に対応する支援制度を早急に充実させること。

5. 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。
6. 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。
7. 鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国・県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉（ジビエ）の放射能及び豚熱の検査体制の強化と検査費用等の支援の拡大、捕獲した個体の広域的な処理を可能とする施設の整備及び支援、また、鳥獣被害対策指導員の配置をはじめとする関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施すること。
8. 国産飼料の生産性向上を図るため、生産体系を見直しするにあたり、子実用とうもろこしについては、農研機構の実証により、労働時間の減少による省力化、排水性が良くなる土壌改善、後作の大豆栽培での収量増加、水害に比較的強く、また、乾田直播栽培、大豆との三輪作でのブロックローテーションなどの実証効果があり、非常に有望である。海外飼料に頼らず、国産飼料の自給率を上げ、耕畜連携にも繋がる「子実用とうもろこし」の生産拡大のためのソフト及びハードの支援策を講じること。
9. 食料・農業・農村基本法における、食料安全保障を確保するため、国内での米不足及び需要の増加状況を的確に把握できるよう、政府及びJAのみならず、米卸等の民間との連携を強化し、適正な生産の目安を設定することで、海外からの米の輸入量を増やさず、国民に国内生産の主食用米を供給できるようにすること。
10. 令和6年産米においては、インバウンドの増加による需要の高まりや、臨時情報が出された南海トラフ地震、更には台風に備えた買い込みの発生など複数の要因が重なり、全国的に米価が高く設定された。この米価が一過性のものにならないようにするためには、生産の目安に基づき、需要に応じた生産を行う必要があるが、今回の米価高騰により、転作と主食用米を作付した場合の所得格差が生じ、主食用米の作付超過が懸念される。

新市場開拓米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等への作付転換をこれまでどおり推進していくためには、所得格差を是正する必要があることから、各種交付金の増額などの対策を実施すること。

子育て支援・医療・介護・福祉関係
(第2分科会)

子育て支援施策の充実強化について

少子化や子どもの貧困が問題化する中、青森県の子どもの医療費については、県内全ての自治体において県の補助を受け、給付事業を実施しており、さらに、各自治体が独自施策として対象年齢や所得制限等給付対象の拡充を図っている。しかしながら、対象年齢や入・通院の別等、給付対象は各自治体によって異なり、対応に自治体間格差が生じているのが現状である。

次世代を担う子どもたちの健全育成環境は、住む場所によって左右されるべきではないと考えるが、財政力の弱さにより独自の実施に踏み切れず、子どもに係る医療費の負担に格差が生じた地域は、更なる人口減少や少子化を招くおそれがある。

また、国では、これまで現物支給による医療費助成を行う自治体に対して講じてきた国民健康保険の国庫負担の減額調整措置、いわゆるペナルティについて、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、令和6年4月1日から高校生世代までを対象に廃止したところである。

一方で、令和6年6月26日付の厚生労働省通知『令和7年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分について』において、自治体が、外来窓口負担が必要な制度としている場合には、特別交付金のうち保険者努力支援制度（取組評価分）の算定に当たり加点する評価指標が「こどもの医療の適正化等の取組」として創設された。

このことは、子ども医療費助成への窓口負担を導入するためのインセンティブであり、子育て政策を後退させる方向への誘導となることから、当該評価指標を直ちに撤廃すべきである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 医療費自己負担の地域格差を是正し、どこにいても、誰でも、安心して子どもを産み育てられる環境が形成されるよう、全国一律で、高校卒業相当年齢である18歳までの医療費無料化制度を創設すること。
2. 令和7年度保険者努力支援制度（取組評価分）において創設された「こどもの医療の適正化等の取組」に係る評価指標を撤廃すること。

子ども・子育て支援の充実強化について

国は、「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」との認識のもと、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和 5 年 1 2 月 2 2 日に閣議決定した「こども未来戦略」において、子育て支援の充実などに積極的に取り組むための「こども・子育て支援加速化プラン」を策定し、全てのこども・子育て世帯に対し切れ目のない支援を着実に推進するとしている。

こうした中、秋田県においても、少子化をこれ以上放置できない待ったなしの課題として捉え、厳しい財政状況の中で、各自治体独自に子育て支援策の充実強化に取り組んでいるところである。

しかしながら、令和 6 年の秋田県内における出生数は 3,540 人（人口動態統計速報値）となっており、3 年連続で 4,000 人を割り込み、出生数及び婚姻数ともに全国下位に位置するなど、少子化の流れに歯止めがかからない危機的状況にある。

よって、国は、地域の実情を踏まえ、多角的な視点からの子ども・子育て支援施策の充実・強化を図るとともに、積極的な財政支援を行うよう要望する。

記

1. 安心して出産できる環境づくり

- (1) 産科、麻酔科及び小児科の救急医療について、国の責務において地域への均衡ある医師配置に取り組むなど医療体制の整備を図るとともに、不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

2. 子育てしやすい環境づくり

- (1) 民間保育所運営に対する実情に応じた財政支援の充実を図ること。

- ① 定員区分、年齢毎の給付単価に加え、保育所最低機能分給付費を創設すること。
- ② 定員区分を 10 人単位から 5 人単位に見直すこと。
- ③ 実情にあった地域区分に見直すこと。
- ④ 定員区分毎の加算額単価を見直すこと。
- ⑤ 積雪地域の実情に応じた除雪費加算に見直すこと。
- ⑥ 3 歳以上児の副食費については、自治体独自に助成制度を創設し、所得制限を設けた上で全額又は一部を助成している状況であることから、年収 360 万円未満相当世帯などの子どもを対象として給付している副食費徴収免除加算を廃止して、全園児の副食費を基本分単価において支弁すること。
- ⑦ やむを得ず配置基準を超えて保育士を配置している保育所等に対する新たな加算制度を創設すること。

- (2) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2 歳以下の乳幼児も対象とするよう制度の拡充を図ること。

3. 子育てにかかる経済的負担の軽減

- (1) 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小中学校を通した学校給食の無償化に伴う経費等について、国による財政支援を行うこと。
- (2) 国の制度として子どもの医療費の無料化制度を創設すること。
- (3) 国民健康保険の子どもの均等割保険料（税）の軽減措置について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国の制度として対象年齢や減額割合を拡大すること。

- (4) 重度心身障がい者、ひとり親世帯等への医療費助成制度等の地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止するとともに、財政支援措置を講じること。

子育て支援の充実について

令和6年の出生数は統計開始後最も少なくなり、想定を上回るペースで少子化が進行する中、我が国における一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は平成28年から8年連続で低下し過去最低となっている。

地方においては、人口減少を抑制し、社会生活・経済活動を維持していくためには、少子化対策は欠かせずことのできない喫緊の最重要課題である。

多くの自治体においては、子育て支援策として、妊産婦・子どもの医療費無償化や学校給食費の無償化に取り組んでいるが、それぞれの助成内容に格差が生じている現状である。

国においては、令和5年12月に「こども未来戦略」を閣議決定し、こども家庭庁において、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく環境を整備するための総合的な取組を推進し、集中的な取組を加速させている。

よって、国は、安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会の実現に向け、次のとおり特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 子どもや妊産婦の医療等について

- (1) 子どもや妊産婦の医療費助成は、安心して子どもを産むことができ、全ての子どもの健やかな成長に繋がる重要な施策であることから、国が主体となってすべての18歳到達の年度末までの子どもや妊産婦の医療費を完全無償化とする「全国一律の医療費助成制度」を創設すること。
- (2) 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象に行われているが、重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症等、早期発見や早期治療が可能となった希少難治性疾患を対象に加えるとともに、全ての新生児が受検できるよう、検査費用を全国一律で無償化すること。

2. 幼児教育・保育等について

- (1) 幼児教育・保育の無償化の対象外となっている0歳から2歳児までのすべての園児の幼児教育・保育の完全無償化、及び3歳から5歳児までのすべての園児の給食費を含めた完全無償化に向けて具体的な施策を講じること。
- (2) 乳児の公定価格について、これまでの入所児童数に応じた給付費ではなく、施設で設定している乳児の利用定員に応じた給付費に見直すなど、施設が安定的に運営できるよう、実情に見合った財源措置を講じること。

3. 子どもに係る国民健康保険税の減税措置について

子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減額対象を「未就学児」に限定せず「18歳以下の子ども」とし、軽減割合においても「5割」ではなく「全額」に拡大すること。また、国の責任において必要な財源を確保すること。

4. 児童発達支援等事業の無償化について

幼児期における発達の遅れの早期発見・早期療育と、その後の適切な発達支援の機会確保につなげるため、療育を必要とする児童等が利用する児童発達支援事業等の無償化の対象を「0歳から」に引き下げ、早期療育支援制度の創設と財政支援を講じること。

5. 学校給食の無償化について

自由民主党、公明党及び日本維新の会の3党首が令和7年2月25日に合意文書に署名し、学校給食費の無償化については、小学校を念頭に2026年度に実現し、中学校への拡大もできる限り速やかに

実現するとされたが、中学校の無償化については、具体的な実施時期が示されていないところである。

また、無償化を進める小学校の制度設計の方針についても、本年5月中旬までかかる見込みであり、現時点で財源の見通しや具体的な事務の進め方について示されていないことから、国の財政措置により2026年度から実現が可能となるよう具体的な内容を早期に明らかにすること。

併せて、給食無償化の課題整理の結果を踏まえ、中学校の給食費の無償化についても早急に実施すること。

6. 公教育の再生について

「子ども未来戦略」においても課題となっている公教育の再生について、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策の観点から、不登校児童生徒支援を行う教職員を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」において教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講じること。また、安定的な配置が実現するまで、国の予算を増額し、加配定数の拡充や国庫補助における財政支援を拡充するなど必要な措置を講じること。

7. 奨学金制度の充実について

学びたい意欲のある全ての若者が、家庭の経済状況に左右されず、安心して教育を受けられるよう、授業料の減免や給付型奨学金制度の対象者や支給金額の更なる拡充を図ること。

子育て環境の充実について

少子高齢化に伴う人口減少社会の到来が現実となり、加えて都市部への人口集中が進む中、安心してこどもを産み育てる環境を確保することは非常に重要であり、自治体は、こどもたちに一番近い立場で、こどもたちの視点に立ち、すべてのこどもの健やかな育ちを目指して、こどもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進しているところであるが、依然として様々な問題が山積している。

このような状況の中、令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく医療環境を整備するための総合的な取組を推進することとされた。

また、令和6年6月には、子ども・子育て支援法等の一部改正法が公布され、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するとされた。

よって、国は、安心して家庭を築き、こどもを産み育てられる社会の実現に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

1. 次元の異なる少子化対策について

(1) こども未来戦略方針において、3年間の集中的な取組が示されているが、自治体を通して実施される施策も多いため、地方の実情を十分に踏まえた制度設計とするとともに、自治体が創意工夫を凝らし独自で実施する子育て支援策についても、柔軟かつ積極的な財政支援を行うこと。

また、自治体間において格差が生じることのない制度設計を行い、自治体の負担増とならないよう十分な財源を確保すること。

(2) 児童手当の制度改正に伴う事務費等の負担増について、自治体の負担が極力生じることのないよう、財政支援を継続すること。

また、現在は申請者の請求手続きが遅れると遡及することができないことから、当該月から遡及して支給できる制度とすること。

(3) 子ども・子育て支援金制度について、財源の一部として医療保険者が被保険者からの徴収を令和8年度から開始することとされたが、支援金の目的や使途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知を実施・継続すること。

(4) 国が一律で行う施策は、その実施に伴い生じる地方の財政負担について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

2. 幼児教育・保育について

(1) 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめ、幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」での議論を踏まえ、自治体の意見を十分に反映すること。

(2) 幼児教育・保育の無償化について、3歳児から5歳児及び0歳児から2歳児の非課税世帯に限られているが、少子化対策及び保護者負担の一層の軽減を図るため、0歳児から2歳児も対象とし、全年齢に対し給食費を含めた完全無償化を実施すること。

また、必要な財源においては、国の責任において措置を講じること。

- (3) 幼児教育・保育の質の確保・向上には、認可外保育施設の認可施設への移行を引き続き推進する必要があることから、円滑な移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措置を講じるとともに、児童福祉法に基づく指導監督が実効性を持って徹底されるよう十分な支援を行うこと。

また、待機児童が解消されつつある状況において、民間認可保育施設の中には、年度当初に入所定員が充足せず、経営難に陥る施設が出てくることに対し財政支援を行うこと。

また、過疎地域の保育施設では定員割れが生じていることから、施設型給付費の算定方式の見直しなど財政支援を行うこと。

- (4) 全国的に保育士不足が継続している現状をよく把握し、幼児教育・保育の質の確保・向上等に関連する施策を実行するため、保育士配置基準の更なる見直し、公定価格及び給付のありかた、並びに人材確保事業について、現場の実態に即した抜本的かつ一体的な改善を図るとともに、適切な財政措置を講じること。

また、保育士の確保・定着のため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額を図ること。

また、令和6年人事院勧告において地域手当の見直しに言及があり、公定価格における地域区分の対応について考え方が示されたが、地方と大都市の格差について言及されなかったことから、地方の若年層の人材が給与等の条件の良い大都市圏に流出しないよう、公定価格のうち、人件費に関わる部分については、地域区分に拠らない、どこの地域でもある程度の給与水準を維持できるように設定すること。

- (5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施に当たり、保育従事者の職員不足の解消は当該事業の受け皿確保のための最優先課題であることから、国としても更なる保育士確保に努めるとともに、自治体が独自に行う保育士確保事業への財源を確保すること。

また、令和8年度の給付事業化において、需給状況等に左右されず全ての自治体で事業展開できるよう、保育所等に対する施設型給付費等と同様に「基本分」及び「処遇改善加算」の設定をはじめ、人材確保につながるような効果的な給付費制度とすること。

また、国が構築する総合支援システムの運用開始に当たっては、事業者の事務負担が過大とならないよう、また、利用者登録や転出入の対応等において自治体の事務が繁雑にならないよう、十分な対応を講じること。

また、当該事業に対応するための受け皿整備が今後も見込まれることから、保育施設整備に係る財源確保を確実にを行うとともに、令和8年度以降も継続して補助率を嵩上げするなど財政措置を講じること。

- (6) 国が創設した保育士修学資金貸付等事業の実施主体を指定都市以外の市へも拡充するなど、人材確保につながる取組を強化すること。

- (7) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、令和3年度以降、待機児童数の減少等により、補助対象期間が短縮されるなど事業が縮小されてきているが、保育人材不足の解消には長期的な取組が必要であること、保育士の年収は全職種の平均年収と比較すると未だ低い状況にあることから、特に人材不足が深刻な地域については、対象期間や上限額の拡充など更なる対策を講じること。

また、児童発達支援等の障がい福祉サービスを利用している児童の教育・保育施設利用に係る利用者負担について、負担軽減措置を講じること。

- (8) 教育・保育施設の職員の配置基準の見直しを図るとともに、基準見直しに伴う人件費や、物価高騰への対応等の適正な運営確保及び耐震化を含む施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。

また、統合により廃止となった教育・児童福祉施設等の利活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。

また、保育施設については、さらなる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。

- (9) 就学前教育・保育施設整備交付金について、当該施設の整備は保育の定員及び質の確保のため

非常に重要なものであることから、継続して全ての所要の財源を確保すること。

(10) 乳幼児に対する医療費無償化について、全国一律の国の制度として創設すること。

3. 地域における子育て支援について

(1) 専門資格を持つ「こども家庭センター」の職員の安定した雇用のため、心理担当支援員について、資格要件の緩和も含め自治体が採用しやすい環境整備を行うこと。

(2) 地域子育て支援拠点事業について、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。

(3) 医療的ケア児は、恒常的に専門的な医療行為が必要であり、またその状態や対応方法が一人一人大きく異なるため、より専門的な知識と技術を持った障害福祉サービス事業所が必要になるが、対応できる事業所が極めて少なく都市部以外の自治体では利用できるサービスが限定的であるため、家族の病気や冠婚葬祭などで一時的に医療的ケア児を預けたい場合に利用できる設備・体制が整ったサービス事業所の開設に係る財政支援制度及び保護者の移送等に対する支援制度を創設すること。

4. 放課後児童クラブについて

(1) 放課後児童対策について、「放課後児童対策パッケージ」推進のため、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」等、国の所管を一本化し、総合的に推進できる体制を整備すること。

また、障がい児の受入れ、放課後児童支援員等の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営ができるようにするとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 放課後児童クラブの質の維持及び向上を図るため、放課後児童支援員等が長年にわたり安心して就業できるよう賃金改善を図ること。

(3) 放課後児童クラブを利用するひとり親家庭や低所得世帯等の利用料減免を行う場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

(4) 「放課後児童クラブ支援事業」における賃借料補助については、補助対象施設が平成 27 年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、実施団体間の公平性が保てるよう、補助制度の見直しを行うこと。

(5) 「障害児受入推進事業」における専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置する費用に係る補助額について、安定して職員を雇用できるよう既存の補助基準額を引上げること。

5. 学校施設の整備について

(1) 多額の費用を要する学校施設の改築は、自治体単独の負担で実施することは極めて困難であることから、次代を担うこども達の安全・安心な教育環境を確保するためにも、公立学校の校舎増改築、長寿命等施設整備に対し、実態に即して補助単価を引き上げなどの補助制度の拡充及び十分な財政措置を講じること。

また、学校水泳プールについては、民間プール活用も進めていることから、不要となった学校施設の解体に対する財政措置を創設すること。

(2) 学校保健安全法により、毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の安全点検を行うこととされているが、点検を行う教職員の負担が大きいこと、点検に関する専門的知見が必ずしも十分でないことが課題となっていることから、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう財政措置を講じること。

6. G I G A スクール構想を持続可能なものとするため 1 人 1 台端末整備について、都道府県に基金を造成しての国庫補助による財政措置が示されたが、補助対象は児童生徒全員分及び予備機の端末本体と端末の運搬費・設置据え付け費となっていることから、I C T に関する学校からの相談窓口としてのコールセンターの運営費用や I C T 支援員等配置に係る費用のほか、インターネット接続回線利用料、授業支援ソフトウェア利用料などのランニングコスト及び教職員用端末の更新費用についても、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

7. 地域部活動について

(1) 運動部活動の地域移行に係る財政負担について、経済的に困窮する家庭をはじめ、スポーツを

したいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、国において必要な措置を講じるとともに、令和8年度の休日における学校部活動の地域への完全移行後においても、国における財政支援を継続すること。

(2) 少子化が進行する中、自治体によっては、スポーツ団体等受け皿の確保が困難な地域もあることから、スポーツ団体等の整備充実を図るとともに持続可能な自主運営を担保するための必要な支援を行うこと。

8. 保護者の教育費負担軽減を図りつつ、学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するため、学校給食費について全額公費負担を含め、確実に財政措置を講じること。

9. 教職員等配置の充実について

(1) 教育環境の安定と児童生徒への質の高い指導を実現していくため、深刻化する教員・講師不足を危機的なものと受け止め、人材確保に向け抜本的対策を講じること。

(2) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、1人1校配置するため自治体が直接雇用する学校司書の人件費について必要な財政措置を講ずること。

(3) 小中学校の特別支援学級においては、義務標準法を改正し、現在の8人から3～6人程度とする学級編成基準へと引き下げること。

(4) 不登校児童生徒が増加傾向にあることから、全中学校への生徒指導担当教諭の配置、教育支援センターに係る施設整備、及び不登校担当教員等の配置に必要な専門的な人員の拡充に対する財政支援を行うとともに、スペシャルサポートルームについて、国の新規事業として校内教育支援センター支援員の配置事業（SSR設置事業）が示されたが、対象校数は全国で2,000校となっていることから、対象校数を拡充すること。

また、学校以外の多様な学びの場づくりに係る人的確保や施設充実等に対する財政支援を行うこと。

(5) スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業については、補助率の引上げを行うとともに、自治体が独自にスクールカウンセラーを配置するための必要経費の補助を拡大すること。

(6) 医療的ケア児の学びの保障及び保護者負担の軽減のため、医療的ケア看護師配置への財政支援を行うこと。

(7) 少子化による児童生徒数の減少に伴い、現行の学校栄養職員の配置基準により、学校栄養職員が配置されていない学校給食の単独実施校が増加しているため、学校栄養職員の配置基準を見直すこと。

10. 学校の統廃合に伴う遠距離通学の支援を継続していくため、スクールバスの委託契約料について、へき地児童生徒援助費等補助金に規定する現在の補助年限（5年）を廃止し、6年目以降についても継続して財政措置を講じること。

学校給食費の無償化について

義務教育について「これを無償とする」と定めた日本国憲法第 26 条第 2 項の規定を前提として、授業料や教科用図書については教育基本法第 5 条第 4 項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、学校給食法第 11 条で学校給食の実施に必要な施設等の経費や学校給食運営に要する経費は学校設置者の負担とすると定められているものの、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については、同じく学校給食法第 11 条及び同施行令により、現在では一般的に保護者負担となっている。

さらに、昨今の物価高騰に伴う食材費や燃料費の値上がりは、学校給食用食材の調達価格の上昇に直結する問題であり、保護者から学校給食費を徴収する多くの自治体では、学校給食費算定に大変苦慮しているところである。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。また、自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

義務教育は居住地域に関係なく日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠である。よって、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講じること。
2. 自治体間で格差が生じることがないように、全国一律に学校給食費の完全無償化を実施すること。

地域における社会保障基盤の充実強化について

人口減少と少子高齢化が進む地方において、今後も安心して住み続けるためには、医療及び介護の安定的供給が必要不可欠となっている。

国による新医師臨床研修制度や新専門医制度の導入により、首都圏及び大都市圏の医療機関に研修医や専門医が集中していることから、地方及び過疎地域における医師不足に一層拍車がかかっている。このことから、県内の大学病院における若手医師が不足し、大学病院が担ってきた地域の医療機関への医師派遣機能が低下するなどの問題が顕在化している。

地域医療の中核的役割を担う公立病院等においては、医師不足により診療科目の休診や病床の休止に追い込まれるなど、医療環境の後退を余儀なくされており、医師不足・偏在の問題は開設者である市長や病院・施設だけで改善することは極めて困難な状況にあることから、多額の公費を投じて養成した医師が、地域で必要とされている医療に従事することができる仕組みを早急に創設する必要がある。

国が令和元年9月26日に公表した、「再編・統合の議論が必要な全国424の病院名」には、秋田県内の5病院が含まれており、地域住民等に大きな不安を生じさせている。このことは全国一律の基準による分析のみによるもので、地域における医療機関が果たす役割が勘案されておらず、地域の医療体制確保の重要性を踏まえ、慎重に再検証する必要がある。

一方、介護保険制度は、平成12年の介護保険法施行以来、介護保険サービス利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせない制度として定着しているが、高齢化の進展による利用者の増加に伴い、介護サービス給付費が増加するとともに介護保険料も上昇しており、保険者及び被保険者の負担は増大している。

令和6年度介護報酬改定において、報酬全体では1.59%引き上げられているが、介護事業経営実態調査で訪問介護の利益率が7.8%となり、全介護サービスの平均を上回ったため、訪問介護の基本報酬は、身体介護、生活援助ともに2～3%程度引き下げられた。しかし、集合住宅併設型事業所と時間をかけて地域を回る事業所とでは利益率に大きな開きがあり、カテゴリー自体を分けるべきとの意見もある。

高齢者のみの世帯が増える中、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで過ごすためには訪問介護事業が必要不可欠であるが、このまま訪問介護の基本報酬が引き下げられれば、単独小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖・倒産が相次ぐことが懸念されており、民間の調査によれば、令和6年の全国の介護事業者の倒産は過去最多の172件であり、その内、訪問介護も過去最多の81件となっていることから、各保険者や事業者の財政基盤の強化を図ることが必要である。

よって、国は、医療及び介護の安定的な供給のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 地域住民の命を守る緊急の課題として、継続して医師養成を図るとともに、医師の地域偏在・診療科医偏在をなくし、全国均等な専門医の配置など医療提供体制の整備について、国の制度や方針を確立すること。
2. 国が実施する医師確保対策の強化により、地域住民に良質な医療を効果的かつ持続的に提供できる医療環境を早急に構築すること。
3. 関係機関の連携のもと、多くの医療機関への医師配置に関する調整機能を確保し、医師の地域偏在を是正すること。
4. 現在の地域医療の窮状を解決するため、短期的な政策として、緊急臨時的な短期間交替制の常勤勤務医師の派遣制度を創設すること。

5. 産科、麻酔科及び小児科の救急医療について、国の責任において地域への均衡ある医師配置に取り組むなど医療体制の整備を図るとともに、不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。
6. 地域性や患者の必要度に応じた安全で質の高い看護を持続的に提供できるよう、看護師確保に対する諸施策を積極的に行うこと。また、医師・看護師と同様に薬剤師確保に対する諸施策を実施すること。
7. 地域医療構想の実現に向けた取組に当たっては、地域の実情を考慮した慎重な対応を行うこと。
8. 地方の医療を支える総合診療・プライマリ・ケアを確保するため、地域医療に熱意を持つ総合診療医の育成を進めること。
9. 介護及び介護予防に係る給付費の国庫負担割合を、現行の20%から引き上げるとともに、調整交付金は従来どおり別途配分するなど、更なる財政基盤の強化と介護保険料上昇の抑制に努めること。
10. 「地域包括ケアシステム」の根幹を支える訪問介護事業が安定的に継続できるよう、地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うとともに、必要な支援措置を講じること。

医療・介護制度等の充実強化について

国民健康保険制度については、財政運営の責任主体を都道府県とする改革を行い、財政措置として総額約3,400億円の公費拡充が図られたが、他の医療保険制度と比較して高齢者や低所得者の割合が高く、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増加や被保険者数減少等の影響もあり、今後も厳しい財政状況が見込まれている。

介護保険制度については、平成12年4月の制度発足以来、老後の暮らしの安心を支える仕組として住民に定着してきており、サービス利用者の増加や、特別養護老人ホーム入所待機者解消に必要な介護施設整備などにより、総費用が著しく増大し、定率負担をする自治体の財政に大きな影響を及ぼしているほか、今後においても保険料の上昇が見込まれるなど、介護保険財政は厳しい運営を迫られている。

また、令和6年度の介護報酬改定では、介護報酬は全体で1.59%引き上げられたものの、訪問介護サービスにおける報酬基本単価は引き下げとなるなど、中小規模の事業所の経営は一層厳しさを増しており、介護人材の確保も課題となっている。

過疎地域における訪問介護サービスについては、事業所から訪問先までに距離が遠いケースが多いが、移動時の報酬が算定されないなどの課題が生じている。

地域医療においては、医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となっている。また、多くの公的病院等が経営悪化など伴い診療体制の縮小を余儀なくされており、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況となっている。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 国民健康保険制度の支援強化について

- (1) 被保険者の所得に対する保険税負担割合の抑制を図り、かつ、国民健康保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国庫補助の増額等財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図ること。
- (2) 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。
- (3) マイナンバーカードの健康保険証利用について

従来の紙の健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことにより、国民が安心してマイナ保険証を利用することができる対策をしっかりと講じること。

2. 介護保険制度の抜本的見直しについて

- (1) 介護保険制度の持続性を確保する取組に当たっては、サービス利用による重度化の防止、本人の自立支援という観点を踏まえるとともに、サービスを利用する方の負担能力に配慮した利用者負担とするよう慎重な検討を行うこと。また、認知症高齢者に対する支援の在り方について配慮すること。
- (2) 保険料の上昇が抑制されるよう、持続的で安定的な介護保険財政基盤を確立するため、介護保険法第121条に定める国の負担割合を居宅給付費については20%から25%に、施設等給付費については15%から20%に早急に引き上げること。
- (3) 介護人材の確保・育成については、介護保険の保険者であり、基礎的自治体である市区町村において、その裁量により、地域の実情等に応じた機動的かつ実効性のある対応とするため、都道府県の地域医療介護総合確保基金の活用に係る対象事業の柔軟化及び補助率100%への拡充を図るほか、介護保険特別会計において、特定の事業として「介護人材確保事業」の実施が可能となるような制度を整備するとともに、介護人材の確保に関し交付金による安定的な財政措置を講ずること。
- (4) 介護事業所の健全な運営により、質の高い介護サービスを継続して提供することができるための支

援策とともに、介護職員の確保・定着に向けた処遇改善やサービスの質の向上を図るための更なる措置を図ること。

- (5) 居宅要介護者の在宅生活を支える訪問介護サービスについては、過疎地を含めたどのような地域においても、介護報酬による収入で事業所の健全な経営が成り立つよう報酬を見直し、かつ介護人材が不足する中でも安定した介護サービスが提供できるよう、地域の実情に応じた運営基準の設定を行うこと。

また、通所介護（及び地域密着型通所介護）事業所から訪問介護員を派遣しサービス提供できる等、既存資源を活用した複合的なサービスの整備を早期に実現すること。

- (6) 年金から特別徴収された介護保険料については、これを納付した当該被保険者の社会保険料控除の対象にしかならず、当該被保険者を扶養する親族の社会保険料控除とするためには、特別徴収から普通徴収に徴収方法を変更し、当該被保険者を扶養する親族が、この介護保険料を納付する必要があるが、納付方法を個人で変更することはできない。特別徴収の被保険者であっても、当該被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の適用対象に認められるよう国税庁等と調整を図ること。

3. 医師等確保及び偏在対策について

- (1) 適切な医療体制の確保が難しい地域に対して、是正される施策を講じるとともに、医師の偏在や不在の状況が是正されるまでの間においては、国による医師派遣等の支援を講じること。
- (2) 住民が地域で安心して出産できるために、周産期医療に欠かすことのできない産科医、小児科医及び助産師等について、養成のための施策を講じるとともに偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施すること。

4. 地域格差解消に向けたオンライン診療への支援について

- (1) 機器等の整備費用に加え、ランニングコストまで含めた財政的支援を講じること。
- (2) オンライン診療などの遠隔医療に対する国の補助について、対象要件を拡大するなど、地域の実情に合わせた財政支援を講じること。

5. 公的病院等への運営助成に対する財政措置について

- (1) 公的病院等への助成に対する特別交付税の算定において繰出額に減額する措置率を乗じることとした現行の算定方法は撤廃すること。
- (2) 救急医療、小児救急医療などの不採算部門を担う公的病院等以外の病院についても同様に特別交付税措置の対象に加えること。

6. 公的年金制度について

我が国の公的年金制度においては、年金の給付水準を調整するマクロ経済スライドが導入されているが、将来の生活への不安を解消するには、年金額を減少させずに年金の持続可能性を担保していくことが重要であり、誰もが安心して暮らし続けられるよう、将来の年金水準が担保される持続可能な公的年金制度を構築すること。

訪問介護事業における安定的なサービス提供のための 報酬の設定について

令和 6 年度の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬の減額が行われた。それに加えて深刻な介護人材の不足、燃料費を始めとした物価の高騰により、多くの訪問介護事業所が前年度比で大きな減収となっている。事業所が撤退、廃止となれば介護サービスを利用されている方はもちろん、介護サービスの継続的な提供に大きな痛手となる。そういった状況から、自治体の中には、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、光熱費、燃料費の高騰の影響を受けている介護事業所に支援金を給付したところもあるが、継続して支援することは財政的に困難となっている。

全国市長会では令和 6 年 11 月に「介護保険制度の充実強化に関する重点提言」において、介護報酬等については、訪問介護事業所が安定的にサービスを提供できるよう実態に即した抜本的な見直しなどについて国に要請しているが、地方における訪問介護事業所が置かれている状況は極めて厳しいと言わざるを得ない。

よって、国は、訪問介護事業所のサービス提供体制の維持のために必要な報酬の設定を行うよう重ねて強く要望する。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、自治体病院を取り巻く経営状況は、人件費、医薬品費、燃料費等エネルギー価格の高騰に伴い経費負担が増加しており、経営の健全化に向けなお一層努力しているが、病院施設の老朽化や医療設備の更新等多額の費用を要することから、自治体病院の多くは経営破綻の危機に瀕している。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）や6 事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

特に救命医療については人員確保、設備の維持など多額の経費を要し、持続性への懸念が高まっている。

さらに、子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乗せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。

よって、地域医療の充実及び持続性の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療をはじめとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。

平成 15 年度から病院事業債の繰出基準を 2 分の 1 に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3 分の 2 に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。

また、地方交付税の算定においては、緊急時のバックアップ機能の維持に着目し、許可病床数を算定の基礎とすること。

2. 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。また、自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
3. 県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。

4. 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築するなど、各種支援措置を講じること。働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層の整備を図ること。

現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。

5. 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにもかかわらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急に実施すること。

6. 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、無床診療所の休日夜間急患センター及び小児初期救急センターを対象にしているが、医師不足や働き方改革により交代勤務が可能となる地域の基幹病院において同機能を持つ場合も対象とすること。

7. 救命医療については、地域ごとの長年の医療体制の整備過程によりその費用負担のあり方が決定しており、必ずしも公平な負担割合となっていない。当該医療機能を享受するすべての市町村で公平に負担することとなるよう、費用負担の指針を示すなど市町村間での合意形成が円滑に進むような対策を講じること。

8. 地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら、主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。併せて病院施設や医療設備の改修及び更新に十分な財政措置を講じること。

9. 障がい児・者歯科診療において、診療を行う際に患者が静止状態を保つことが困難な場合には、静脈内鎮静法や全身麻酔が必要になるなど、通常診療より人的、設備的に負担が多くなるため診療及び設備整備に係る経費について財政措置等の支援体制を早急に講じること。

10. 全国一律の「子ども医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差が生じることのないよう少子化対策としての子ども医療費への支援措置を国の責任において講じること。

地域医療及び国民健康保険制度の充実強化について

市民一人ひとりの生命を守り、医療格差のない安心・安全な医療サービス等が提供される地域医療の充実が求められている。

しかしながら、医師が都市部に集中し、地方で不足する「地域偏在」と、産科医や外科医等のなり手が少ないことによる「診療科偏在」を要因として、地域においては必要な医療体制の確保が難しい状況にある。

また、国民健康保険制度は、他の医療保険制度と比較して高齢者や低所得者の割合が高いなどの構造的な問題を抱えていることから、財政基盤は極めて脆弱である。

こうした中、令和 6 年 6 月に子ども・子育て支援法の一部改正法が公布され、国の少子化対策の財源の一部とするため、令和 8 年度より、医療保険者が被保険者から段階的に支援金の徴収を開始し、令和 10 年度までに安定財源として積み上げることとされた。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 医療従事者の確保・充実について

- (1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、医師の確保・調整については、都道府県の取組が円滑に進むよう引き続き財政支援を行うことはもとより、都道府県域を超えた医師偏在の調整等、医師派遣制度の更なる拡大に実効性のある措置を講じるなど医師が不足している地方病院が医師を確保できるシステムを早急に構築すること。

また、地域医療構想の達成及び地域医療体制の整備に向けて具体的対応方針を策定する際には、地域の実情を踏まえたものとなるよう、医師不足対策に重点化した対策を講じること。

- (2) 医師、病院等の偏在による医療サービスの格差を埋めるべく、自治体に取り組む地域医療を確保・充実させる施策に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 医師、看護師等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、また、災害時や新興感染症等にも対応できるよう、必要人員の養成に係る対策、医療従事者の離職防止に向けた労働環境や処遇の改善及び医師派遣体制を充実させること。

2. 病院に対する財政支援について

- (1) 自治体からの公的病院等への各種助成に対する特別交付税措置は、地域医療の確保の上で貴重な財源であり、救急医療提供体制を維持する上で今後も必要であるため、交付税措置を継続するとともに措置額の縮小等を行わないこと。
- (2) 救急医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、救急告示病院に関しては、公的病院に対する財政措置と私的病院に対する支援との格差を是正すること。

3. 感染症対策について

- (1) 財政基盤の脆弱な自治体においても感染症対策を十分実施できるよう確実に財政措置を講じること。

(2) 新たなワクチンの定期接種化を含め、定期予防接種については、自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、財源を全額保障すること。

また、任意の予防接種であるおたふくかぜワクチン及び男性へのHPVワクチンの接種費用についても、財政措置を講じること。

また、子育て支援として感染症対策を充実するとともに、予防効果による地域医療への負担軽減を図るため、インフルエンザの定期接種（B型疾病）対象者に乳幼児及び小児年齢者を加えること。

(3) 新たな定期接種の導入や急遽の制度改正の際には、自治体による接種計画の策定や準備期間を十分に確保できるよう早期に情報提供を行い、接種方針の変更による新たな事務負担や財政負担については、負担軽減策を講じること。

4. 市内に分娩取扱施設がないため市外に通院する場合の交通費助成や、妊産婦が安心・安全に妊娠・出産ができ適切な医療や保健サービスを受けられるよう取り組む自治体に対して、財政支援を行うこと。

また、遠方出産支援が令和6年度から開始されたが、助成対象者は住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する場合としており、対象となる妊婦が限られていることから、要件を緩和するなど支援制度を拡充し、妊婦とその家族との経済的負担の軽減策を講じること。

5. 国民健康保険制度について、安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫補助を増額するなど、更なる財政基盤の拡充強化を図ること。

また、国民健康保険の財政運営については、医療給付費分・後期支援金分・介護納付金について各市町村の被保険者数等に応じて算出し、事業費納付金として市町村と被保険者が負担しているが、看護職員の処遇改善について令和4年10月以降は診療報酬で対応することとなっており、処遇改善を報酬改定上で対応したことにより、医療給付費分が増加しており、多額の事業費納付金が保険者と被保険者に更なる負担を求めることとなることから、国民健康保険財政に新たな負担が生じないように国の責任において十分な予算措置を講じること。

また、国民皆保険制度を堅持するため、将来的には、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実施すること。

さらに、国が開発し、各自治体へ導入を促進している市町村事務処理標準システムについて、大規模自治体でも外付けシステム等を使用することなく事務処理が可能となるよう、市町村事務処理標準システムの機能改善を図ること。

6. 国保税（料）の賦課限度額の設定については、被用者保険におけるルール（最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるように法定されている）とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げられているが、各自治体における最高限度額に到達する所得額の水準に大きな格差が生じていること、及び、賦課限度額の引上げにより被保険者の負担が大きくなっていることから、被用者保険の考え方を適用させないこと。

また、国保税におけるこどもの均等割額については、被用者保険にはない負担であり、医療保険制度間の公平性を確保し、子育て世帯の負担軽減を図るため、対象を「未就学児」に限定せず「18歳以下のこども」とし、軽減割合を「全額」に拡大するよう軽減制度を拡充するとともに、さらなる軽減分についての財政措置を講じること。

また、低所得者や高齢者などの国保税（料）軽減を拡充するとともに、国の責任において、十分な財政補てんを行うこと。とりわけ生活保護水準の世帯については、国保税（料）の応益負担を現行の最大7割からさらに軽減を拡充するなどの措置を行うこと。

また、厚生労働省が「保険料水準統一加速化プラン」において推進している国保税水準の統一により保険料率が上昇する自治体もあることから、上昇幅を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。

7. 国民の健康増進及び傷病の重症化防止並びに自治体の事務の軽減が図られるよう、重度心身障が

い者分及びひとり親家庭分について、医療費助成の現物給付方式実施に伴う普通調整交付金及び療養給付費等負担金の減額調整措置を廃止すること。

また、特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る保健師の確保やシステムの整備等の費用について、国は適正な負担金交付を行うこと。

8. 被保険者の加入情報に異動が生じた際、リアルタイム連携ではなく、数日間を要している現状にあり、医療機関等から患者の健康保険加入情報をオンライン照会した場合、当日の加入情報と相違する事象が生じていることから、リアルタイムでデータ連携ができるよう改善を図ること。

9. 子ども・子育て支援金の財源の一部として医療保険者が被保険者から徴収することとされたが、支援金の目的や使途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知を実施・継続すること。

また、低所得者や高齢者の多くが加入する国民健康保険の実情を踏まえた十分な財政措置を講じるとともに、18歳以下の被保険者に係る支援金均等割の軽減による減額分の補填については、その他被保険者への転嫁でなく国費により全額負担すること。

また、新たな制度開始に伴い、自治体保険者として必要な条例改正やシステム改修等の準備を円滑に進めることができ、かつ、新たな財政負担が生じることのないよう、速やかな情報提供を行うとともに、財政支援を講じること。

福祉施策及び介護保険制度の充実強化について

誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくため、障がい者への支援や高齢化社会に対応した福祉施策の強化が求められている。

また、急速に進む高齢社会を支える介護保険事業は、給付費増による事業運営の圧迫等の課題が顕著となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 福祉・介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、福祉・介護職員の処遇改善及び福祉・介護職のイメージアップの取組等福祉・介護人材の確保につながる更なる対策を講じること。

なお、介護職員の処遇改善に当たっては、介護保険料や介護サービス費、福祉サービス費の自己負担増とならないよう財政支援を図ること。

2. 社会福祉施策の充実強化について

- (1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金について、賃貸物件については貸主に原状回復の義務があり、賃貸物件の障害福祉サービス事業者は補助対象外となっているが、福祉施設において、災害復旧を速やかに行い、障害福祉サービス利用者等の福祉を確保するため、賃貸物件の障害福祉サービス事業者についても補助対象とすること。

- (2) 無料低額診療事業は、生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受けられるよう無料又は低額な料金で診療を行う事業であり、その際の調剤費については、院内調剤は無料又は定額となるが、院外調剤は適用されず、医薬分業政策が進んだことにより院外調剤費についての課題が生じていることから、院外調剤費についても適用されるよう制度の拡充を図ること。

- (3) 生活保護世帯のエアコン購入費用について、保護開始時に持ち合わせていないなど特別な事情がある場合に限り支給可能となっているが、特別な事情がある世帯でも初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を過ぎてしまった場合は生活保護費の中で購入費用を賄うこととなっているが、生活保護費でエアコンを購入することは困難であり、近年、熱中症による死者数が増加している状況を踏まえ、世帯に熱中症予防が特に必要とされるものがある生活保護世帯については、初めて熱中症予防が必要となる時期かどうかに関わらず、エアコン購入費用を扶助費から支給できる制度とすること。

3. 障害者福祉施策の充実強化について

- (1) 地域生活支援事業の費用負担割合は国が事業費 1/2 以内、県が 1/4 以内であり、残りを市町村が負担することとなっているが、国・県から市町村への補助金（補助率）が年々減少傾向にあり市町村の財政負担が増加していることから、安定的な事業継続を図るため、補助率の下限を設けること等により早急に十分な財源を確保すること。

- (2) 障害福祉サービス等利用に係る計画相談支援事業について、計画相談支援を行う特定相談支援事業所やサービス等利用計画を作成する相談員の不足が課題となっていることから、担い手確保のため、必要に応じて更なる報酬体系の見直しを図るなど指定特定相談支援事業者の従業者への処遇改善策の充実強化を図ること。

- (3) 災害時の障害福祉サービス等に係る利用者負担の猶予及び減免については、国の財政支援の内容や対象期間を定めた補助金の実施要綱が発出されるまで相当の期間を要していることから、自治体が不透明なまま実施を判断しなければならず、また、交付申請の期間が非常に短く、事務負

担が大きいことから、災害時の国の財政支援の方針をあらかじめ周知し、発災後、自治体が速やかに対応できる体制を構築すること。

- (4) 精神障害保健福祉手帳については、2年に1回の更新が必要であるが、更新前の等級から変更のなかった人の割合が大きいことから、障がいの程度や症状及び医師の所見により有効期限を設定するなどの見直しを図るとともに、更新のための医療機関の受診は、受診費用、診断書料、通院交通費等の負担が生じ、更新申請者の経済的負担軽減の観点から、診断書に係る費用を助成するなど支援策を講じること。
- (5) 重度心身障がい者医療助成制度について、地方単独事業であり助成対象が都道府県間で異なることから、精神障害者保健福祉手帳所持者の精神疾患による入院に係る医療費も一律助成対象とするなど、国において統一的な助成制度を構築すること。
- (6) 手話の理解、普及については予算や対応など自治体により地域格差があるが、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、手話が音声言語と対等な言語であり、ろう者にとって必要な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え環境、さらには手話を言語として普及・研究できる環境を整備すること。

4. 高齢者福祉施策の充実強化について

- (1) 自治体においては高齢者が住みなれた地域で日常生活を送ることを目標に、地域支援事業等の国の制度を活用しながら様々な高齢者施策を推進しているが、更なる施策推進のための継続的な財政支援を講じること。

また、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助交付金について、広域型養護老人ホームの大規模修繕及び建て替えを補助対象とすること。

また、個別契約型養護老人ホーム施設職員の配置基準の見直しを実施し、引き続き実態に即した処遇改善加算の実施など施設運営の改善に効果的な施策の推進を図ること。

- (2) 加齢性難聴者に対する補聴器の購入について、介護保険制度等の活用により、国において地域間格差が生じないよう補聴器購入助成制度を創設するとともに、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、加齢性難聴者に対する国の指針をとりまとめること。

5. 介護保険制度の充実強化について

- (1) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、介護及び介護予防に係る給付費の公費負担の割合を大きくするよう見直すとともに、国費負担割合を引き上げること。
- (2) 公費による低所得者の介護保険料軽減制度について、低所得者の高齢者が支払う保険料の軽減に対する補填は、国の責任において負担割合を見直し、国の負担比重を大きくすること。
- (3) 地域支援事業費について、上限額を高く設定できるよう個別協議の制度を継続すること。

また、任意事業家族介護支援事業における「おむつ券等の給付事業」について、令和9年度以降も引き続き任意事業の位置づけとすること。

交通・建設関係
(第3分科会)

地方空港の環境整備について

青森県の三沢空港は、昭和 50 年の供用開始以来、県南・下北地域及び岩手県北地域における高速交通の要衝として、青森県の経済社会の発展や観光振興、県民生活の向上に大きな役割を果たすとともに、米軍三沢基地、原子燃料サイクル施設、I T E R 関連研究施設等の関係者における交通拠点として重要な役割を担っている。

三沢空港発着路線としては、日本航空（株）による東京羽田線及び大阪伊丹線のほか、北海道エアシステム(株)による札幌丘珠線が就航している。これまで三沢市を始め、関係機関等において、各種利用促進活動に努めてきたこともあり、各航空路線の利用率も高まり空港利用者も増加する一方で、駐車場の満車状態が恒常化しており、繁忙期には駐車場が不足している状況にある。

そのような中で第 1、第 2 駐車場においては管理者が異なることから、相互間の動線の確保が困難な状況であること、特に第 2 駐車場は未舗装部分が多く、照明施設等が未整備で利用者にとっては不便な状況であり、空港周辺環境整備が急務となっている。

また、東京羽田線は、平成 14 年 12 月の東北新幹線八戸駅開業により 1 日 4 便から 3 便に減便されていた中、令和 2 年 2 月に国土交通省が実施する羽田空港国内線の発着枠を地方空港に割り当てる「羽田発着枠政策コンテスト」の公募へ提案したところ、同年の冬ダイヤより暫定ではあるが、1 日 4 往復に増便となり、その後、令和 5 年 3 月及び令和 6 年 12 月に開催された「羽田発着枠政策コンテストの評価等に関する懇談会」での評価を経て、令和 11 年 3 月 24 日までの 1 日 4 便運航が継続されることとなった。

更には、大阪伊丹線が令和 7 年 3 月 30 日より 1 日 1 便運航から 1 日 2 便運航へと増便となり、このことにより西日本への移動がこれまで以上に容易となるなど、ビジネスや観光とより多くの方々の三沢空港利用が見込まれるところである。

引き続き、これらの航空路線を維持していくためには、これまで以上に各種利用促進事業の展開と空港利用者の利便性を向上するための周辺環境整備を進めることが望ましいと考えているが、周辺環境整備については所在自治体とはいえ、三沢市のみで整備することは困難な状況にある。

よって、国は、三沢空港の利用者が安定的に駐車場を利用できるように、バリアフリー化や駐車場相互間の連続性の確保など、三沢空港の一体的な整備を講じるよう要望する。

地方における地域公共交通の維持に対する支援について

地域公共交通は、地域住民が日常生活を送るために必要な移動手段であり、重要な社会インフラであるが、少子化と人口減少が進む地方においては、利用者の減少に伴うサービスの低下に加えて、賃金水準や労働環境の条件面を背景に、鉄道・バス・タクシーの乗務員不足や鉄道の保守・管理業務に従事する現場職員不足が顕在化していることから、地域の実状を踏まえた公共交通ネットワークの再構築を図っていくとともに、公共交通を維持するため、退職自衛官の活用などの担い手確保に向けた新たな方策の検討が必要となっている。

現在、地域鉄道の安全輸送対策のため、国では鉄道軌道安全輸送設備等整備事業により支援しているが、老朽化が著しく進み、補助対象外の経費が多額となっていることから、計画的かつ着実な安全対策に支障をきたし、鉄道事業者と沿線市町村の負担が非常に大きくなっている。

また、公共交通の運行維持に係る地方公共団体の経費に対しては、特別交付税が措置されており、路線バスは運行維持への補助に要する経費の 8 割が措置されるのに対し、地域鉄道は施設整備への補助に要する経費の 3 割しか措置されていない状況にある。

よって、国は、地方における地域公共交通の担い手確保に資する、賃上げへの補填や退職自衛官の活用など、新たな支援策の構築のほか、地域鉄道の安全輸送確保と持続的な運行を図るため、国庫補助制度の拡充や路線バスと同等の特別交付税措置とするなど、地域公共交通に対する負担の平準化を図るよう要望する。

交通体系の整備促進について

道路は最も基本的な都市基盤だが、地方の道路整備状況は都市部と比較して立ち遅れていることから、道路の果たす役割や地方の実情を踏まえ、利便性、快適性、安全性の向上のほか、災害時の緊急輸送、救急救命などへのリスク分散に有効であるとともに、企業誘致及び地域雇用の創出につながる高規格道路や一般国道等における道路ネットワークの整備促進が求められている。

よって、国は、地方の実態を踏まえ、今後も円滑な道路整備が推進されるよう所要の建設予算を確保するとともに、特に次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

記

1. 日本海沿岸東北自動車道の整備促進を図ること。
 - (1) ニツ井白神 I C から蟹沢 I C 間の整備については、早期に高速交通ネットワーク形成が図られるよう、現在工事が進められている「ニツ井今泉道路」の整備促進を図ること。
 - (2) 洋上風力発電拠点化の整備が進められている能代港の利活用促進と県北地域の経済の更なる発展に向け、現在事業中の「能代地区線形改良」、「種梅入口交差点改良」、「荷上場地区交差点改良」の整備促進を図ること。
 - (3) 「遊佐象潟道路」の整備促進を図ること。
 - (4) 暫定 2 車線供用区間の 4 車線化を早期に実現すること。
 - (5) 日本海沿岸東北自動車道の平常時・災害時を問わない安定的な輸送確保のための機能強化や重点支援を行うこと。
2. 秋田自動車道の整備促進を図ること。
 - (1) 北上 J C T ～大曲 I C 間を早期に全線 4 車線化すること。
 - (2) 湯田 I C ～横手 I C 間へのスマート I C 設置に係る広域的検討への支援を行うこと。
 - (3) 暫定 2 車線供用区間の 4 車線化を早期に実現すること。
3. 東北中央自動車道「新庄・湯沢」間の整備促進を図ること。
 - (1) 「真室川雄勝道路」、「金山道路」、「新庄金山道路」の整備促進と早期完成を図ること。
4. 西津軽能代沿岸道路の整備促進に必要な支援を図ること。
 - (1) 西津軽能代沿岸道路については、国道 101 号では満たせない定時制・速達性を果たし、防災上の観点からも浸水区域の迂回や代替機能を有した新広域道路交通ネットワークの形成に必要不可欠であることから、早期整備が実現するよう路線調査の早期実現を図ること。
5. 国道 7 号の整備促進を図ること。
 - (1) 日本海国土軸に位置付けられている国道 7 号については、今後とも住民の安全安心と太平洋側の交通網の代替機能を確保する必要があることから、暫定 2 車線供用区間の 4 車線化や線形改良、渋滞対策としての交差点改良、緊急輸送道路としての機能強化のための無電柱化等の整備を促進し、日本海沿岸東北自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。
6. 国道 13 号の整備促進を図ること。
 - (1) 秋田・山形・福島の 3 県を縦貫する極めて重要な産業基幹道路である国道 13 号の安全で円滑な交通環境を確保するため、横手北道路の早期事業化や暫定 2 車線区間の 4 車線化整備を促進し、東北中央自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。
7. 国道 46 号の整備促進を図ること。
 - (1) 盛岡秋田道路「生保内～卒田間」の整備計画を早期に策定すること。
 - (2) 仙北市田沢湖刺巻地内の「刺巻線形改良(老朽橋架け替え)」を早期に完成させること。

- (3) 重要物流道路指定を受けた国道 46 号については、バイパス整備や線形改良、交差点改良等の整備を促進し、重要物流道路としてその機能の早期発現を図ること。
8. 国道 105 号の整備促進を図ること。
- (1) 「本荘大曲道路」の整備促進に必要な支援を図ること。
 - (2) 「大曲鷹巣道路」の整備促進に必要な支援を図り、北東北の物流や地域経済活性化、観光振興に資する、冬期障害・災害に強いネットワークを確保すること。
 - (3) 引き続き、大覚野峠防災の整備促進を図ること。
9. 平常時・災害時を問わない高規格道路ネットワーク等の整備促進について
- (1) 「新広域道路交通計画」に基づく広域道路ネットワークの整備促進を図ること。
 - (2) 「シームレスな拠点連結型国土」の考え方にに基づき、日本海側と太平洋側の二面活用と内陸部連結による全国的な回廊ネットワークの形成を図ること。
10. 地方創生による地域の自立と活性化を促し、将来にわたって安心して快適に暮らせる持続可能な地域づくりを支えるため、地方の都市及び地域拠点のコンパクト化とそれらを結ぶ道路ネットワークを構築するとともに、道の駅などの拠点の整備・機能強化を推進すること。
11. 国土強靱化を実現するための防災・減災対策の充実
- (1) 防災・減災、国土強靱化について、地域の安全・安心のために、昨今の激甚化する風水害や大規模な地震、豪雪等の災害から地域住民を守るため、高規格道路等の未整備区間の解消及び暫定 2 車線区間の 4 車線化、高規格道路と直轄国道によるダブルネットワークの構築や重要インフラの防災・減災対策を推進すること。
 - (2) 頻発する災害や物価高騰なども踏まえ、継続的・安定的に対策を進めるため、過去の 5 か年加速化対策を大幅に上回る規模で、必要な予算・財源を確保すること。

広域的な公共交通の維持対策について

広大な県土を有する岩手県においては、日常的な通学、通院、買物等であっても広域の移動を伴うことが多く、特に高齢者人口比率の高い地域においては、広域的なバス路線や鉄道の維持・確保が重要である。

しかしながら、モータリゼーションの拡大、高齢化及び人口減少が進んだことによりバスや鉄道の利用者が減少している中において、路線維持には行政からの財政的援助が不可欠な状況であり、さらには、昨今の深刻な運転士不足も加わり、地域公共交通の維持・確保は、年々、困難な状況となっている。

全国的にバス運行事業者の経営状況の悪化や運転士不足により減便及び路線廃止が行われ、今後も改善の兆しが見えない中で、地域公共交通の維持確保を図るためには、運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を確認した上での財政的な支援が必要である。

さらには、全国的なバス・タクシー事業者の深刻な運転士不足対策として国が導入を進めている「日本版ライドシェア」に関しては、配車アプリやキャッシュレス決済による運用が原則とされており、地方においても、こうした運用環境に迅速に対応するためには、多くの公共交通事業者が共同で利用できるシステムやプラットフォームの広域整備を検討する必要がある。

また、ＪＲ線をはじめとしたローカル鉄道は、地域住民の移動手段としてのみならず、災害時における代替性や補完性を有し、観光や物流など地域経済を支える重要な役割を担っている。

国では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき国が協議会を設置し、ローカル鉄道の再構築について協議する仕組みを創設したところであるが、沿線では、新たな協議の仕組みによって、地域にとって重要な鉄道を廃止する議論が進められるのではないかと懸念が生じている。

ＪＲ各社のローカル線のみならず、全国的な鉄道ネットワークは、国が掲げる国土強靱化や地方創生等を推進する観点からも重要であり、国策としてその維持を図るべきである。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

１．地域公共交通の維持確保について

- (１) 地域公共交通は、地域住民の移動手段として重要な役割を担っていることから、その維持確保や充実に向けた取組を地域の実情に応じて計画的に実施できるよう、国において公共交通に係る恒久的な財源の確保など抜本的な対策を講じること。
- (２) 人口減少が著しい地方においても、必要最低限の移動手段を確保し続けられるよう、多様な運行主体が利用可能な共通の配車アプリやキャッシュレス決済などの運用基盤を構築するための補助制度を創設するとともに、各自治体が地域の実情に応じた取り組みができるようなスキームをモデルとして示すこと。
- (３) コロナ禍以前から課題となっている運転士不足の解消に向け、労働環境の改善や人材の確保と育成などに係る具体的な策を講じること。
- (４) 運転士をはじめとする公共交通分野の人材不足を補うためのＡＩデマンドシステムや自動運転技術といった先進的取組に対する継続的な補助制度の新設又は拡充すること。

２．バス路線の維持確保に係る財政支援の強化について

- (１) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件の緩和、補助上限額の拡大及びみなし運行回数カットの適用除外措置を行うこと。
- (２) 路線バス運行事業者の事業継続のための財政的支援を講じること。

3. 地域が必要とするＪＲローカル線の維持について

- (1) 鉄道ネットワークを国の交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。
- (2) ＪＲによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経過に鑑み、地方にその負担を押し付けることなく、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
- (3) 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであることから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。
- (4) 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。

交通体系の整備促進について

産業・経済・文化の活性化を図り、地域の発展と市民生活の向上を目指すため、高速交通体系の整備促進は重要な課題である。いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、コロナ禍で大きく変化した社会情勢に順応するためにも、平常時、災害時を問わず安定的な輸送道路の確保が必要であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから、事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 高規格幹線道路の整備について

- (1) 令和3年3月に4車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の早期完成及び、令和6年3月に事業許可を受けた富谷 JCT のジャンクションフル化について整備促進すること。
- (2) 県は、東北地域的高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。

2. 地域高規格道路の整備について

- (1) 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- (2) 三陸沿岸道路の更なる機能強化のため、機能強化計画の早期策定を図ること。
- (3) 三陸沿岸道路上り線矢本パーキング隣接地に整備された「道の駅東松島」について、下り線矢本パーキング利用者が円滑に利用できるよう連絡道等を整備し、三陸沿岸道路利用者の利便性・サービス向上を図ること。
- (4) 災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化を図るため、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- (5) 仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化を早期に実現すること。
- (6) 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。

3. 一般国道の整備について

- (1) 国道4号の宮城県内における4車線拡幅の未事業区間（白石市斎川～大平森合地区・大崎市古川荒谷～栗原市清水豊田地区）についての早期の事業化及び事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）の早期供用を図ること。
- (2) 緊急輸送道路である国道47号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘、視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道47号県境部道路改良整備（バイパス化）」の早期実現を図ること。
- (3) 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道108号古川東バイパスについて、着実に事業を推進すること。
- (4) 産業と観光振興を支援する「国道108号石巻河南道路」の早期整備を図ること。

国土交通政策の充実強化について

都市、上下水道、道路、住宅、鉄道、自動車、港湾等の社会資本の整備及び維持管理は、安全・安心な社会生活を確保するために必要不可欠である。

特に、近年、頻発する集中豪雨や地震、記録的な大雪等により多くの被害が発生していることなどにより、自治体の財政的な負担が増加する中、安全で災害に強いまちづくりのため、インフラの整備はもとより、ソフト面の対策も重要となっている。

また、人口減少、マイカーの普及等により地域の公共交通機関の利用者数は低迷しており、路線の減便や廃止が相次いでいる中、高齢者等の足をいかに確保し、維持していくかが喫緊の課題となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 社会資本総合整備計画に基づき、継続した事業の実施が確実にできるよう、社会資本整備総合交付金について、十分な予算を確保すること。

2. 地方においては、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済を回復させるために、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

併せて、地域経済の回復を効果的に促進するため、使途を限定せず自治体の裁量で公共事業へ充当できる交付金制度を創設すること。

3. 都市政策について

(1) 人口減少・少子高齢化・自動車利用の進展に伴う都市機能の拡散、中心市街地の空洞化等の社会経済状況の変化に対応するため、都市部と郊外部双方の広域的な都市構造の再編や都市活動の利便性向上を図る新たな取組を推進する必要があることから、DX時代へ対応していくため、デジタル基盤の充実を図るとともに、都市計画法など関係法令の改正も含めた都市計画制度の見直しを図ること。

(2) 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保及び国庫負担率の引上げと補助対象経費の拡大など財政措置の拡充を図ること。

4. 上下水道施設の整備・更新等に係る支援について

(1) 上水道事業は、人口減少による使用料収入の減少に加え、老朽化施設の更新等に莫大な事業費を要することから経営を圧迫している状況であり、計画的な施設の維持管理ができなくなった場合、水道管の老朽化に伴う濁りの発生、漏水による断水、道路陥没事故等の重大事故の増加により市民生活に支障を来し、人命等に関わる責任問題へ発展する可能性があることから、上水道事業に係る更新等の財政支援体制の確立及び補助採択基準の緩和を図ること。

また、急激な人口減少社会の到来や経営基盤強化を目的とした広域連携等に応じた水道施設の再配分・再構築が急務であることから、これに伴い、廃止・縮小となる計画的な水道施設の解体撤去等に係る費用に対する財政支援制度を創設すること。

(2) 下水道事業を国策として普及促進を位置付けていることから、施設の点検・調査・更新に係る費用、維持管理情報のデジタル化を含めたストックマネジメントサイクルの確立に要する費用等、老朽化対策全般に関する地方自治体で賄いきれない財政負担について、引き続き更新等の予算を確保し各自治体へ十分に措置すること。

また、令和9年度以降の污水管改築に係る国費支援の要件とされているウォーターPPPにつ

いて、移行までの期間が短く事業方針決定に時間を要するため、一定期間の経過措置を設けるとともに、「長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式」の導入について、要件適用までの期間や国費支援を含む運用等について柔軟に対応すること。

また、自治体が実施する下水道の基幹事業と一体となっていく末端管渠整備について、平成27年度から社会資本整備総合交付金の対象外となったが、汚水処理施設の概成の実現に向け、社会資本整備総合交付金の効果促進事業の対象とすること。

5. 道路、橋梁などの老朽化対策への早急な対応ができるよう引き続き十分な予算配分を行うとともに、中長期的視点に立った計画的な取組により公共事業の安定的・持続的な確保を図ることが不可欠であるため、効率的・効果的な包括的民間委託などの新たな維持管理の手法や制度に対し、財政措置等の支援を行うこと。

また、福島市北部地域においては、慢性的に渋滞が発生している状況に加え、新たな道路整備により混雑が増大していることから、福島都市圏北部の交通の円滑化に向け国道4号福島北道路の計画を早期に策定すること。

6. 空き家対策の根幹的な取組の一つとして位置付けられる空き家の除却及び利活用事業をより効果的に推進していくため、社会資本整備総合交付金空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）（活用事業タイプ）の交付要件について、基準点の引下げ及び用途・年数の緩和を図ること。

また、中心市街地における空きビル等の解消のため、社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業及び市街地再開発事業）について、再開発事業推進の前段として行われる関係権利者のコンセンサスづくり、再開発の素案検討及び公共施設整備検討に係る費用に対する助成要件を緩和するとともに、将来的には都市機能を担う建築物等への転換が見込まれるが、直近で跡利用が未定となっている空きビル等を先行して解体する経費について財政支援を講じること。

7. 新幹線鉄道の沿線地域における騒音・振動対策については、かねてより国土交通省の指導のもとJR東日本が対策を講じ、一定の改善効果が認められるものの、依然として環境基準値を超える地点が点在していることから、沿線住民の良好な生活環境の保全を図るため、新幹線鉄道の騒音・振動の低減について事業者に対し適切な指導を講じること。

8. 生活交通の維持について

（1）地方が安全・安心な暮らしや、人と人との交流が盛んな活力ある地域を形成していくために、充実した公共交通を維持していくことが重要であることから、地域公共交通の安定維持に向け、地域公共交通確保維持改善事業における人口密度や人口分布などの地域性を踏まえた対象要件の緩和、補助率の拡充及び財源の確保を図ること。

（2）生活交通の維持確保については、運転手不足が深刻化していることから、運転手確保・定着のため、二種免許取得支援や人材確保セミナーの開催経費などの予算措置の拡充を図ること。

（3）複数の中小交通事業者がサービスを担う地域公共交通は、加入料や手数料の負担感が強いことから大手公共交通系ICカードへの参入が困難となり、支払方式の違いによる利便性の妨げが生じていることから、国主導により公共性かつ汎用性の高い決済システムの統一化や円滑な導入支援を図るとともに、交通DXの推進に資する自治体コミュニティバス等のキャッシュレス決済の促進に対する支援を図ること。

9. 重要港湾小名浜港におけるカーボンニュートラルポートの形成に向け、次世代エネルギーの大規模受入基地の候補地とされている東港地区の静穏域確保のため、沖防波堤及び第二沖防波堤等の早期整備を図ること。

重要施設以外の配水支管更新事業に関する 防災・安全交付金の制度拡充について

水道事業者においては、高度経済成長期に拡張工事を行った配水管が更新時期を迎えており、漏水の防止に努めるとともに、有収率や耐震化率の向上を図るため、耐用年数を経過した配水管の計画的な更新工事を実施している。

今後は更新需要の増大が予想される中、事業費の平準化を図りつつ、更新事業の促進が求められている。特に基幹管路以外の配水支管については、水道管路の大部分を占める一方、避難所等重要施設に接続する配水支管を除き、国の防災・安全交付金の補助対象外となっているため、その更新費用は、水道事業経営に大きく影響している。

水道水の安定した供給と水道事業の健全化のため、水道料金の値上げを検討している自治体もあるが、値上げを実施したとしても、基幹管路以外の配水支管の更新を充分に実施できるだけの財源確保は大変厳しい状況となっている。

よって、国は、着実な管路更新及び平準化を図るため、配水支管の更新事業に対する防災・安全交付金の制度を拡充するよう要望する。

水道事業に対する財政支援の拡充等について

現在の水道事業においては、浄水場や送・配水管等水道施設の多くが耐用年数を超過し、さらには近年、地震等の自然災害も頻発している状況にある。令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の被災地では、水道施設の壊滅的な被害が住民生活の再建に大きな影響を及ぼしていることなどから、水道施設の更新、耐震化は喫緊の最重要課題となっている。

また、国としても、水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策については、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）」において、重点的に取り組むべき対策に位置付けており、令和 6 年度からの水道整備・管理行政の移管に伴い、従前の水道事業に対する支援制度として位置付けられていた生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行され、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援する内容が組み込まれたところである。

しかしながら、例えば広域化と合わせた施設耐震化に向けた取組みとして他事業体と共同浄水場等の整備を進めるとしても、現行制度の中では「基幹水道構造物の耐震化事業」しか該当せず、更には基準事業費が実事業費を大幅に下回る水準に設定されているなど、本制度を活用しても多大な財政負担が生じることから、老朽化した水道施設の計画的な更新が進まない状況にある。

よって、水道事業に対する財政支援の拡充として、防災・安全交付金制度をより活用しやすくするため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 当該交付金制度の拡充策として、現行の補助率を引き上げること。
2. 各地方公共団体の要望に合わせた補助額を確実に確保することができる法律補助へと変更すること。
3. 需要者への水の供給に欠かすことのできない配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であることから、補助対象を配水支管まで拡大すること。
4. 「水道管路緊急改善事業」について、事業体からの予算要望に対し内示で減額することなく満額交付すること。
5. 「基幹水道構造物の耐震化事業」における基準事業費の廃止と実事業費を対象事業費に変更すること。
6. 「水道施設再編推進事業」の採択基準にある「3 施設以上の廃止に伴う統合」の項目については、再編促進のために「1 施設ないしは 2 施設以上の廃止に伴う統合」とする等、事業体の規模に応じた段階的な基準となるよう緩和すること。
7. 「水道施設共同化事業」の採択基準にある「3 事業体以上で事業統合又は経営の一本化を 2 事業体以上で実施」の項目については、広域化及び共同化の促進に繋がるよう要件を緩和すること。

積雪寒冷特別地域における地方創生に向けた 中心市街地での再開発事業等への財政支援について

人口減少や高齢化が進展する中、地方都市においては都市基盤や建築物の老朽化、空き地や空き店舗の増加などにより、都市の魅力の低下や活力の減退が危惧されている。また、価値観やライフスタイルの多様化など、市街地を取り巻く環境は変化している。国は、今後の市街地のあり方として、コンパクト・プラス・ネットワークの概念のもと、エリアの価値と持続可能性を高める更新を図っていく必要があると提唱しており、とりわけ、積雪寒冷特別地域においては、このようなまちづくりによる除排雪経費の節減効果も期待され、市街地再開発事業等によるコンパクトな市街地形成の重要度が非常に高まっている。

しかしながら、近年、建設労働者の処遇改善に伴う人件費の上昇や、資材価格の高騰傾向が続いている。加えて、積雪寒冷特別地域では、近年の冬期間における除排雪費用の負担や、その人材確保などが厳しさを増している状況もある中で、建築物における積雪荷重、断熱対策及び落雪対策を考慮した設計施工が必要であり、道路や公開空地等においても消雪機能の整備が不可欠となる。さらには、建築工事においても、冬期間における進捗率の低減や、低温に対する仮設や養生の対策に相当の経費が必要となるなど、積雪寒冷特別地域ならではの事業負担が必要であり、他地域より厳しい事業環境にある。

よって、国は、積雪寒冷特別地域について、その特性を考慮し、再開発事業等に関する国の補助率の嵩上げや、財政措置の拡充など、持続可能な社会の早期実現に向け、特段の措置を講じるよう要望する。

国土強靱化、防災・減災等の充実強化について

近年、異常気象や地震による大規模な自然災害が全国的に頻発し、本県では、令和4年から3年連続の大雨により甚大な浸水被害が発生しており、現在も災害復旧に取り組んでいるところである。

大規模災害から住民の生命と財産を守るための取り組みを推進するためには、安定的かつ十分な財源の確保が必要であり、令和6年能登半島地震やこれまでの災害を教訓とし、地域防災力の重要性が増大していることから、国と地方が一体となって防災・減災に取り組み、国土強靱化を一層加速させることが不可欠である。

よって、国は、地域の防災・減災対策と被災者支援の充実が図られるよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 防災に必要な施設等の整備を加速化し、計画的な整備を図るため、令和7年度が期限となっている緊急防災・減災事業債の期限を延長すること。
- (2) 大規模地震発生時に、道路の寸断やライフラインの断絶によって起こり得る集落の孤立化等に伴う課題に対応するための備えとして、新たに創設された「新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」の活用により、備蓄物資の分散配置に必要な施設やトイレカーなど女性や高齢者等に配慮した指定避難所の生活環境改善等をさらに加速させ、計画的な整備を推進するため、当該制度を恒久的なものとする。
- (3) 木造住宅の耐震化に対する社会資本整備総合交付金を拡充すること。

2. 消防力・地域防災力の充実強化について

- (1) 「消防力の整備指針」と「基準財政需要額」の二つの異なる基準を統一すること。
- (2) 基準財政需要額の算定にあたっては、「消防力の整備指針」を基に人数等の実態に即した積算方法に見直し、消防団の充実強化につなげる。
- (3) 緊急防災・減災事業債を継続、恒久化し、高額な消防設備の更新・配備を可能とさせ、地方自治体の財政負担を軽減させるとともに、地域の実情に沿った消防活動に要する経費の確保に繋げる。
- (4) 国庫補助（緊急消防援助隊設備整備費補助金）の基準額を拡大し、消防車両をはじめ、あらゆる現場資機材の価格高騰に対応し、消防装備の充実が図れるよう支援すること。
- (5) 緊急消防援助隊登録への柔軟な対応を可能とし、近年多発化している土砂・風水害をはじめとした自然災害に対応可能な装備の整備について支援すること。

3. 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の見直しについて

- (1) 被災実態に合わせて対象工事の見直し及び緩和を行うこと。
- (2) 対象要件について「設備機器類の同等品」を撤廃すること。また、近年の異常気象も考慮し「エアコン」も補助対象として追加すること。
- (3) 「自らの資力では応急修理をすることができない」と規定している資力要件について判断基準の明確化を図ること。